

平成28年度業務実績等報告書

独立行政法人家畜改良センター

独立行政法人家畜改良センターの平成28年度に係る業務の実績に関する評価項目別調査

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (以下略)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (以下略)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (以下略)	指標＝「中項目の項目数×2」(満点)に対する「各中項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≤合計点 B：満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D：合計点≤満点×5/10	<主要な業務実績> ○家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善 2/2(B) ○畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等 2/2(B) ○飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給 2/2(B) ○国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査 2/2(B) ○調査・研究及び講習・指導 2/2(B) ○家畜改良増殖法等に基づく検査 2/2(B) ○牛トレーサビリティ法に基づく事務等 2/2(B) ○その他センターの人材・資源を活用した外部支援 3/2(A)	<評定と根拠> 「B」 満点：16P(中項目8×2P) 合計：17P 17P/16P=1.062
	1 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等 (以下略)	1 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等 (以下略)	1 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≤合計点 B：満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D：合計点≤満点×5/10	◇全国的な改良の推進 2/2(B) ◇遺伝的能力評価の実施 3/2(A) ◇種畜検査の実施 2/2(B) ◇飼養管理の改善等への取組 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：8P(小項目4×2P) 合計：9P 9P/8P=1.125
	(1) 全国的な改良の推進 家畜改良増殖目標が示されている乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬及びめん山羊について、全国的な家畜の改良を推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換において積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な改良の推進に努める。このため、各畜種について、全国的な改良に関する会議を毎年度、開催する。	(1) 全国的な改良の推進 改良増殖に係る目標が示されている乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬及びめん山羊について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を毎年度、開催する。その際、中立・公平な立場から全国的な規模で行う家畜の遺伝的能力評価結果等も踏まえ、積極的に指導的役割を果たす。また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、都道府県や民間では技術面やコスト面から取り組むことが難しい新技術を活用した優良な種畜・種きん等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進する。併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることにより、会議の効率的な運営を工夫する。	(1) 全国的な改良の推進 改良増殖に係る目標が示されている乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬及びめん山羊の各畜種について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を1回以上開催する。その際、中立・公平な立場から全国的な規模で行う家畜の遺伝的能力評価結果等も踏まえ、積極的に指導的役割を果たす。また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、都道府県や民間では技術面やコスト面から取り組むことが難しい新技術を活用した優良な種畜・種きん等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進する。併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることにより、会議の効率的な運営を工夫する。 加えて、関係団体等が開催する各畜種に関する各種会議に積極的に参画する。 なお、肉用牛においては、全国的な改良に関する会議の検討結果を踏まえ、広域的な後代検定により選定された種雄牛について、都道府県間の利用を推進するため、精液配布計画の作成等を行う。	S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 乳用牛について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を3回開催した。その際、候補種雄牛を確保するためのガイドライン等後代検定事業の実施に係る事項について、センターが作成した原案を基に検討を行い、了承を得るなど積極的に指導的役割を果たした。 また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、新技術を活用した優良な種畜等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等の役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進した。 併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることなどにより、会議の効率的な運営を工夫した。 加えて、関係団体等が開催する各種会議に積極的に参画し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠：計画どおり全国的な改良に関する会議を各畜種1回以上開催した。 乳用牛 3回 肉用牛 8回 豚 1回 鶏 3回 馬 4回 めん山羊 2回

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
					肉用牛について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を8回開催した。その際、センターが実施する遺伝的能力評価や広域的能力評価結果等について説明を行い、検討を行うなど、積極的に指導的役割を果たした。 また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、新技術を活用した優良な種畜等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等の役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進した。 併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることなどにより、会議の効率的な運営を工夫した。 加えて、関係団体等が開催する肉用牛に関する各種会議に積極的に参画した。 なお、全国的な改良に関する会議の検討結果を踏まえ、広域的な後代検定により選定された種雄牛について、都道府県間の利用を推進するため、精液配布計画を作成し、国、都道府県等に通知するなど、計画どおり実施した。 豚について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を1回開催した。その際、センターが実施している遺伝的能力評価等について課題を提案し検討を行うなど、積極的に指導的役割を果たした。 また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、新技術を活用した優良な種豚等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進した。 併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることなどにより、会議の効率的な運営を工夫した。 加えて、関係団体等が開催する各種会議に積極的に参画し、計画どおり実施した。	

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
					鶏について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を3回開催した。その際、事例報告やパネルディスカッションを実施するなど、積極的に指導的役割を果たした。 また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、新技術を活用した優良な種きん等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進した。 併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることなどにより、会議の効率的な運営を工夫した。 加えて、関係団体等が開催する各種会議に積極的に参画し、計画どおり実施した。 馬について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を4回開催した。その際、センターが行う種畜の作出、供給体制等について提示、検討するなど、積極的に指導的役割を果たした。 また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、新技術を活用した優良な種畜等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜などの改良を推進した。 併せて、eメール等の活用により事前に会議の論点の明確化を図ることなどにより、会議の効率的な運営を工夫した。 加えて、関係団体等が開催する馬に関する各種会議に積極的に参画し、計画どおり実施した。 めん山羊について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を2回開催した。その際、種畜供給体制の構築や振興対策について提案するなど、積極的に指導的役割を果たした。 また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、新技術を活用した優良な種畜の生産を担うなど、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進した。 併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることなどにより、会議の効率的な運営を工夫した。 加えて、関係団体等が開催する各種会議に積極的に参画し、計画どおり実施した。	

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	(2) 遺伝的能力評価の実施 家畜改良増殖目標においては、センターが実施する遺伝的能力評価に基づく総合指数を重視した乳用牛改良の推進やゲノミック評価を用いた効率的な種畜の作出のためのモデル的な取組の推進が述べられている。このため、センターは、乳用牛、肉用牛及び豚について、中立・公平な立場から全国的な家畜の改良増殖を効率的に進めるため、関係機関と連携して泌乳形質、産肉形質等の必要なデータを収集して遺伝的能力評価を行うとともに、その結果や遺伝的傾向を公表する。また、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用した解析を進めるなど、必要に応じて評価手法の改善等に取り組む。 (以下略)	(2) 遺伝的能力評価の実施 乳用牛、肉用牛及び豚について、中立・公平な立場から全国的な家畜の改良増殖を効率的に進めるため、関係機関と連携して泌乳形質、産肉形質等の必要なデータを収集して遺伝的能力評価を行うとともに、その結果や遺伝的傾向を公表する。また、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用した解析を進めるなど、必要に応じて評価手法の改善等に取り組む。 (以下略)	(2) 遺伝的能力評価の実施 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「各細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	□ 遺伝的能力評価の実施 3/2(A) □ 遺伝的能力評価手法の改善 2/2(B)	<評定と根拠> 「A」 根拠： 満点：4P (細項目2×2P) 合計：5P 5P/4P =1.25
		ア 遺伝的能力評価の実施 (以下略)	ア 遺伝的能力評価の実施 (以下略)	指標＝「微項目の項目数×4」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	△ 乳用牛の遺伝的能力評価の実施 3/2(A) △ ホルスタイン種のゲノミック評価の実施 3/2(A) △ 肉用牛の枝肉情報の収集・分析の実施 2/2(B) △ パークシャー種等の遺伝的能力評価の実施 2/2(B)	<評定と根拠> 「A」 根拠： 満点：8P(微項目4×2P) 合計：10P 10P/8P=1.25
		乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質、肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）及び豚（パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等の必要なデータを収集して遺伝的能力評価を行うとともに、その結果や遺伝的傾向を各畜種についてそれぞれ年4回以上公表する。なお、肉用牛における遺伝的能力評価結果等の公表は、平成20年度から行う。 また、ホルスタイン種の検定済種雄牛及び経産牛のゲノミック評価について、評価手法の改善を行い、平成32年度末までに開始する。	(ア) 乳用牛の遺伝的能力評価の実施 ホルスタイン種の泌乳形質等について種雄牛及び雌牛の遺伝的能力評価並びに経産牛のゲノミック評価を行うとともに、ジャージー種の泌乳形質等について雌牛の遺伝的能力評価を行い、その結果や遺伝的傾向をそれぞれ年2回以上公表する。また、ホルスタイン種の国際能力評価機関から得られた年3回の海外種雄牛の泌乳形質等の遺伝的能力評価に関する情報を公表する。	S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種の泌乳形質等について、種雄牛の遺伝的能力評価を2回、雌牛の遺伝的能力評価及び経産牛のゲノミック評価を4回、計6回行い、その評価結果や遺伝的傾向を公表した。さらに、経産牛のゲノミック評価のために海外種雄牛のSNP情報の活用・評価モデルの改善を図った結果、想定を上回り、国内検定済種雄牛、国内若雄牛、海外若雄牛のゲノミック評価へも活用できる評価システムを開発できた。ジャージー種の泌乳形質等について、雌牛の遺伝的能力評価を2回行い、その結果や遺伝的傾向を公表した。また、ホルスタイン種の国際能力評価機関から得られた3回の海外種雄牛の泌乳形質等の遺伝的能力評価に関する情報を公表した。	<評定と根拠> 「A」 根拠： ホルスタイン種の泌乳形質等について、種雄牛の遺伝的能力評価を行い、平成28年8月及び平成29年2月にその評価結果や遺伝的傾向を公表した。雌牛の遺伝的能力評価及び経産牛のゲノミック評価を行い、平成28年5月、8月、11月及び平成29年2月にその評価結果や遺伝的傾向を公表した。さらに、経産牛のゲノミック評価のために海外種雄牛のSNP情報を有効に活用し、フレックス集団を倍増するとともに、ゲノミック評価モデルについてはGBLUPからSNP-BLUPに計算方法を改善したことにより、想定を上回り、国内検定済種雄牛、国内若雄牛、海外若雄牛のゲノミック評価へも活用できる評価システムを開発できた。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質、肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）及び豚（パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等の必要なデータを収集して遺伝的能力評価を行うとともに、その結果や遺伝的傾向を各畜種についてそれぞれ年4回以上公表する。なお、肉用牛における遺伝的能力評価結果等の公表は、平成29年度から行う。 また、ホルスタイン種の検定済種雄牛及び経産牛のゲノミック評価について、評価手法の改善を行い、平成32年度末までに開始する。	(イ) ホルスタイン種のゲノミック評価の実施 S N P情報を持つホルスタイン種の検定済種雄牛、経産牛及び若雄牛のゲノミック評価について、評価モデルの検討を行うなど評価手法の改善を行う。 また、若雄牛のゲノミック評価について、評価の試行、関係者との調整を行い、ゲノミック評価を実施し、その結果や遺伝的傾向を公表する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> S N P情報を持つホルスタイン種の検定済種雄牛、経産牛及び若雄牛のゲノミック評価について、海外種雄牛のS N P情報を有効活用し、評価モデルなどの評価手法の改善により、信頼度の向上を図った。 また、ゲノミック評価について、試行を繰り返し行い、その評価結果等について、関係者との綿密な調整を図ったことにより、若雄牛のみならず、検定済種雄牛についても、計画を前倒しでゲノミック評価結果及び遺伝的傾向の公表が可能となった。	<評定と根拠> 「A」 根拠： 農林水産省、関係団体及び学識経験者の参画を得て開催した「全国乳用牛改良技術検討会」において、海外種雄牛のS N P情報を加えたゲノミック評価、公表について検討、承認され、平成29年2月から若雄牛のみならず、計画前倒しで国内検定済種雄牛についても、ゲノミック評価結果や遺伝的傾向の公表が可能となった。
		乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質、肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）及び豚（パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等の必要なデータを収集して遺伝的能力評価を行うとともに、その結果や遺伝的傾向を各畜種についてそれぞれ年4回以上公表する。なお、肉用牛における遺伝的能力評価結果等の公表は、平成29年度から行う。 また、ホルスタイン種の検定済種雄牛及び経産牛のゲノミック評価について、評価手法の改善を行い、平成32年度末までに開始する。	(ウ) 肉用牛の枝肉情報の収集・分析の実施 黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種に係る肉用牛枝肉情報全国データベースを用いて収集した枝肉情報を収集・分析し、改良の基礎情報として関係機関に提供する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種に係る肉用牛枝肉情報全国データベースを用いて収集した枝肉情報を改良の基礎情報として、延べ1,666,221頭分を関係機関に提供するとともに、申請のあった肥育農家に個別の集計情報を提供した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質、肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）及び豚（パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等の必要なデータを収集して遺伝的能力評価を行うとともに、その結果や遺伝的傾向を各畜種についてそれぞれ年4回以上公表する。なお、肉用牛における遺伝的能力評価結果等の公表は、平成29年度から行う。 また、ホルスタイン種の検定済種雄牛及び経産牛のゲノミック評価について、評価手法の改善を行い、平成32年度末までに開始する。	(エ) パークシャー種等の遺伝的能力評価の実施 パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種の産肉形質等について遺伝的能力評価を行い、その結果や遺伝的傾向を年4回公表する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種の産肉形質等について、登記豚の情報を産肉形質48,239頭分、繁殖形質154,980頭分を活用して遺伝的能力評価を行い、種豚改良を促進するため（一社）日本養豚協会を通じて評価値を種豚生産者に提供するとともに、評価結果や遺伝的傾向を年4回公表した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		イ 遺伝的能力評価手法の改善 （以下略）	イ 遺伝的能力手法の改善 （以下略）	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の数値の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	△乳用牛の遺伝的能力評価手法の改善 3/2(A) △肉用牛の遺伝的能力評価手法の改善 2/2(B) △豚の遺伝的能力評価手法の改善 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6P（微項目3×2P） 合計：7P 7P/6P＝1.16

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		乳用牛、肉用牛及び豚について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用した解析を進めるなど、必要に応じて評価手法の改善等に取り組む。	（ア）乳用牛の遺伝的能力評価手法の改善 乳用牛について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催するなどにより学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、遺伝的能力評価手法及び新たに行う若雄牛のゲノミック評価の公表に向けた手法の改善に取り組む。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 乳用牛について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催し、学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、海外種雄牛のSNP情報を有効活用したゲノミック評価結果を検討するとともに、評価モデルなど評価手法の改善に積極的に取り組んだ。その結果、評価値の信頼度が向上し、若雄牛のみならず、検定済種雄牛についても、計画を前倒しで、評価結果の公表が可能となった。	<評定と根拠> 「A」 根拠： 学識経験者等の参画を得て「乳用牛評価技術検討会」を開催し、ゲノミック評価の試行結果について意見・情報交換を行いつつ、海外種雄牛のSNP情報を有効に活用しリファレンス集団を倍増するとともに、ゲノミック評価モデルについてはGBULPからSNP-BLUPへ計算方法を改善し、遺伝的能力評価手法及び新たに行う若雄牛のゲノミック評価の公表に向けた手法の改善に積極的に取り組んだ。その結果、評価値の信頼度の向上が図られ、若雄牛のみならず、国内検定済種雄牛についても、計画を前倒しで、評価結果の公表が可能となった。
		乳用牛、肉用牛及び豚について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用した解析を進めるなど、必要に応じて評価手法の改善等に取り組む。	（イ）肉用牛の遺伝的能力評価手法の改善 肉用牛について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催するなどにより学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、遺伝的能力評価手法の改善等に取り組むほか、繁殖性等に対する新たな評価手法について検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 肉用牛について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催し、学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、遺伝的能力評価手法の改善等に取り組むほか、繁殖基盤強化を図るために重要な繁殖性等に対する新たな評価手法について検討し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		乳用牛、肉用牛及び豚について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用した解析を進めるなど、必要に応じて評価手法の改善等に取り組む。	（ウ）豚の遺伝的能力評価手法の改善 豚について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催するなどにより学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、優良な改良素材を効率的かつ効果的に利用することができ改良体制の構築の推進に対応した遺伝的能力評価手法の改善に取り組む。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 豚について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催するなど、学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、遺伝的能力評価手法の改善に取り組んだ。また、優良な改良素材を効率的かつ効果的に利用するため設立された国産純粋種豚改良協議会に参画し、同協議会会員からのデータ提供を積極的に働きかけ、同協議会の遺伝的能力評価を行い、（一社）日本養豚協会を通じて、評価値を同協議会会員に提供するとともに、評価結果を公表した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	（３）種畜検査の実施 種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、センターは、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して毎年度、種畜検査を的確に実施する。	（３）種畜検査の実施 種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して毎年度種畜検査を実施する。また、種畜検査員を100名以上確保することとし、種畜検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施するとともに、種畜検査員からの照会にセンター本所が速やかに対応することなどにより、種畜検査を的確に実施する。 （以下略）	（３）種畜検査の実施 （以下略）	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「各細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	□種畜検査の実施2/2(B) □種畜検査員の確保2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 根拠：満点；4P （細項目2×2P） 合計：4P 4P/4P ＝1.0（10/10）

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			ア 種畜検査の実施 種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して、申請のあった種畜検査を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して、申請のあった5, 326頭について、家畜改良増殖法に基づく種畜検査を的確に計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： 計画どおり実施した。
			イ 種畜検査員の確保 種畜検査を的確に実施するため、種畜検査員を100名以上確保することとし、種畜検査員の確保のための職員に対する講習を1回以上実施するとともに、種畜検査員から照会があった場合には、センター本所が速やかに対応する。	S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 種畜検査員を140名確保し、種畜検査員として任命することが見込まれる職員に対し種畜検査員養成のための研修会を1回実施した。また、種畜検査員から照会があった場合には、センター本所が速やかに対応し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： 種畜検査員を140名確保し、種畜検査員として任命することが見込まれる職員に対し種畜検査員養成のための研修会を1回実施した。
	(4) 飼養管理の改善等への取組 和牛の生産拡大や生乳供給力の向上等に基づく「強み」のある畜産物生産のためには、「農場」において、改良によって得られる優良な家畜の能力を十分発揮させることが必要である。このため、センターは、国内における家畜の飼養管理の改善と畜産の発展に寄与するため、家畜の快適性にも配慮しつつ、これまでに培われた家畜の飼養管理や家畜防疫・衛生管理に係る技術、知見等について、積極的に情報提供等を行うものとする。	(4) 飼養管理の改善等への取組 国内における家畜の飼養管理の改善と畜産の発展に寄与するとともに、畜産における主要な政策課題に対応するため、家畜の快適性にも配慮しつつ、これまでに培われた家畜の飼養管理や家畜防疫・衛生管理に係る技術、知見等について、積極的に情報提供等を行う。	(4) 飼養管理の改善等への取組 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	肉用牛繁殖雌牛の増頭対策の支援 2/2(B) 生乳生産基盤強化対策の支援 2/2(B) 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組 2/2(B) □その他 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 根拠： 満点：8P (細項目4×2P) 合計：8P 8P/8P ＝1.0(10/10)
	ア 肉用牛繁殖雌牛の増減対策の支援 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策を支援するため、1年1産を可能とする適正な栄養管理に関する技術の普及に努めることとし、代謝プロファイルに関する技術を用いた繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会の開催等を行う。 また、生産コストの低減や飼料自給率の向上に資する放牧技術の普及に努めることとし、放牧を活用した繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会の開催等を行う。 (以下略)	ア 肉用牛繁殖雌牛の増減対策の支援 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策を支援するため、鳥取牧場が作成した「多頭飼養における黒毛和種繁殖雌牛生産性向上のための代謝プロファイルテストを用いた飼養管理マニュアル」に基づく1年1産を可能とする繁殖雌牛の適正な飼養・栄養管理、肉用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術及び生産コスト低減と飼料自給率の向上に資する放牧を活用した繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会等を毎年度、2回程度開催する。 なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。 (以下略)	ア 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策の支援 (以下略)	指標＝「微項目の項目数×2点」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	△代謝プロファイルテストに関する講習会の実施 2/2(B) △代謝プロファイルテストに関する普及体制の整備 2/2(B) △肉用牛超音波画像診断技術に関する講習会等の実施 2/2(B) △放牧を活用した飼養管理に関する講習会等の実施 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：8P(微項目4×2P) 合計：8P 8P/8P＝1.0(10/10)

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(ア) 代謝プロファイルテストに関する講習会等の実施 鳥取牧場が作成した「多頭飼養における黒毛和種繁殖雌牛生産性向上のための代謝プロファイルテストを用いた飼養管理マニュアル」に基づき、代謝プロファイルに関する技術を用いた繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会等について、技術指導者等を対象として1回以上開催する。 なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。	指標＝講習内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 鳥取牧場が作成した「多頭飼養における黒毛和種繁殖雌牛生産性向上のための代謝プロファイルテストを用いた飼養管理マニュアル」に基づき、代謝プロファイルに関する技術を用いた繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会等を3回開催した。 また、団体等が開催する講習会等の講師派遣依頼に対応した。 講習会の開催に当たっては、事前に講師とメールや電話等で講習内容の検討をし、質疑応答の時間を十分設けるなどしてわかりやすい内容になるよう努めた結果、講習会の理解度については、参加者194人のうち143人（74%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 鳥取牧場が作成した「多頭飼養における黒毛和種繁殖雌牛生産性向上のための代謝プロファイルテストを用いた飼養管理マニュアル」に基づき、代謝プロファイルに関する技術を用いた繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会等について、技術指導者等を対象として香川市、札幌市及び仙台市で開催した。 ② また、団体等が開催する講習会等の講師派遣依頼に対応し、代謝プロファイルに関する講義を4回行った。 ③ 講習会の開催に当たっては、事前に講師とメールや電話等で講習内容の検討をし、質疑応答の時間を十分設けるなどしてわかりやすい内容になるよう努めた結果、講習会の理解度については、参加者194人のうち143人（74%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。なお、代謝プロファイルに関して知見のない参加者も多数見られたため理解度はやや低い結果になったと推測される。
			(イ) 代謝プロファイルテストに関する普及体制の整備 (ア) の取組を強化するため、普及用マニュアルを作成するとともに、センター内における当該技術の普及・定着を図るため、センター職員を対象とした技術研修を実施する。 なお、技術研修の実施に当たっては、ネット会議システムを活用するなど、効率的な実施に努める。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> (ア) の取組を強化するため、普及用マニュアルを作成するとともに、センター内における当該技術の普及・定着を図るため、センター職員を対象とした技術研修をネット会議システムを活用して行うなど、計画どおりに実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(ウ) 肉用牛超音波画像診断技術に関する講習会等の実施 肉用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会等について、技術指導者等を対象として1回以上開催する。 なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。	指標＝講習内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 肉用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会等について、技術指導者等を対象として講習会を4回開催した。 なお、講習会の開催に当たっては、講師と講習内容や時間配分の調整を行い、質疑応答の時間を十分設けるなどしてわかりやすい内容になるよう努めた結果、講習会の理解度については、参加者40人全員（100%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 妊娠診断や胎児の性別判等を内容とする牛超音波画像診断技術に関する講習会等を4回開催した。講習会の開催に当たっては、講師と講習内容や時間配分の調整を行い、質疑応答の時間を十分設けるなどしてわかりやすい内容になるよう努めた。 ② なお、講習会の理解度については、参加者40人全員（100%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。 ③ 牛超音波画像診断技術に関する個別研修を7回受け入れ、合計9人の受講者があった。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(エ) 放牧を活用した繁殖雌牛の管理に関する講習会等の実施 放牧を活用した繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会等について、技術指導者等を対象として1回以上開催する。 なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。	指標＝講習内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 放牧を活用した繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会等を2回開催した。 なお、講習会の開催に当たっては、わかりやすい内容になるよう講義の順序や時間配分を考慮したり、現地で実際に簡易更新機を用いるなどした結果、講習会の理解度については、参加者51人のうち45人(88%)が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 本所において、放牧を活用した経営のメリット、放牧牛の繁殖管理方法、土壌保全の方法及び牛の活動量把握の手法に関する講習会を開催した。講習会の開催に当たっては、わかりやすい内容になるよう講義の順序や時間配分を考慮した。 ② 宮崎において、暖地型牧草を使った放牧地の簡易更新に関する研修会及び現地研修会を開催した。現地研修会においては、実際に簡易更新機を用いてその特徴がわかるように考慮した。 ③ なお、講習会の理解度については、参加者51人のうち45人(88%)が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。
	イ 生乳生産基盤強化対策の支援 生乳生産基盤強化対策を支援するため、農場HACCPや乳用牛の受胎率向上等に関する技術講習会等を行う。また、労働負担の軽減を図るため、搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術に関する情報の収集及び発信を行う。 (以下略)	イ 生乳生産基盤強化対策の支援 生乳生産基盤強化対策を支援するため、農場HACCP認証農場である岩手牧場における取組を踏まえた高度な農場管理技術及び乳用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会等を毎年度、2回程度開催する。また、労働負担の軽減を図るため、搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術に関する情報を収集し、高泌乳能力牛における搾乳ロボットの活用の際の留意点等の情報発信を行う。 なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。 (以下略)	イ 生乳生産基盤強化対策の支援 (以下略)	指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	△高度な農場管理技術に関する講習会等の実施 2/2(B) △乳用牛超音波画像診断技術に関する講習会等の実施 2/2(B) △搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術の情報収集等 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6P(微項目3×2P) 合計：6P 6P/6P=1.0(10/10)
			(ア) 高度な農場管理技術に関する講習会等の実施 農場HACCP認証農場である岩手牧場における取組等を踏まえた高度な農場管理技術に関する講習会等について、技術指導者等を対象として1回以上開催する。 なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。	指標＝講習内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 農場HACCP認証農場である岩手牧場における取組等を踏まえた高度な農場管理技術に関する講習会等について、技術指導者等を対象として1回開催した。 なお、講義の際には、岩手牧場で実際に構築した農場HACCPシステム(作成文書)や危害要因制御のためのチェック表等を準備した結果、講習会の理解度については、参加者38人全員(100%)が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 岩手牧場において、酪農家や畜産関係機関の職員を対象として、HACCPに関する講義と併せて現地見学を行った。 ② 講義の際には、岩手牧場で実際に構築した農場HACCPシステム(作成文書)や危害要因制御のためのチェック表等を準備した結果、講習会の理解度については、参加者38人全員(100%)が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(イ) 乳用牛超音波画像診断技術に関する講習会等の実施 乳用牛の受胎率向上等に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会等について、生産者への技術指導者等を対象として、1回以上開催する。 なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。	指標＝講習内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 乳用牛の受胎率向上等に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会について、生産者への技術指導者等を対象として、1回開催した。 なお、開催に当たっては、実技講習のために各ステージのホルスタイン3頭ずつ計9頭を準備したり、質疑応答の時間を十分設けるなどした結果、講習会の理解度については、参加者7人のうち6人(86%)が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 岩手牧場において、農業共済の獣医師等を対象として、超音波画像診断装置を用いた分娩後のフレッシュチェック、早期妊娠診断、胎性判別等牛超音波画像診断に関する講習会及び実習を行った。 ② 開催に当たっては、実技講習のために分娩後、受胎後30日頃及び受胎後60日頃の各ステージのホルスタイン3頭ずつ計9頭を準備したり、質疑応答の時間を十分設けるなどした結果、講習会の理解度については、参加者7人のうち6人(86%)が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。
			(ウ) 搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術の情報収集 労働負担の軽減を図るため、搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術に関する情報を収集する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 29年度からの情報発信に向け、搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術に関する情報収集を行い、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組	ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組	ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組	ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	△防疫対策強化のための情報収集等 2/2(B) △防疫対策の自己点検の実施 2/2(B) △計画的な防疫業務の実施 2/2(B) △伝染性疾病発生時の体制整備 2/2(B) △国・都道府県の防疫演習への参加 2/2(B) △国・大学等の調査・研究への協力 2/2(B) △衛生管理の改善等に関する情報提供 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：14P（微項目7×2P） 合計：14P 14P / 14P = 1.0 (10/10)
		(ア) 家畜防疫の強化への取組	(ア) 防疫対策強化のための情報収集等	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 会議への出席等により国内外における家畜伝染性疾病の発生状況や最新の検査技術等に関する情報を収集し、家畜伝染性疾病に対応するための防疫措置の発動やワクチネーションプログラム等の防疫対策の見直しに活用した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(イ) 防疫対策の自己点検の実施	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 第3中期目標期間における取組を踏まえて重点項目を設定した上で防疫対策の自己点検を行い、牛舎の石灰塗布による消毒やテグスを利用したカラス対策の改善等PDCAサイクルに基づく防疫対策の不断の見直しを行い、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(ウ) 計画的な防疫業務の実施 第3中期目標期間における取組及び国内の家畜伝染性発生状況を踏まえて家畜伝染性防疫業務の発生予防や検査に関する年度計画を作成し、計画的に防疫業務を実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 第3中期目標期間における取組及び国内の家畜伝染性発生状況を踏まえ、センター業務を実施していく上で重大な支障となる家畜伝染性防疫業務を「独立行政法人家畜改良センター家畜伝染性防疫対策基本指針」に指定疾病として定め、各牧場・支場毎に予防対策や検査に関する年度計画を作成し、計画的に防疫業務を実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(エ) 伝染性発生時の体制整備 けい養家畜に伝染性防疫業務の発生が確認された場合、まん延を防止し早期の収束を図るため、初動対応を含む衛生管理に関する規程の見直し及び整備を含めた体制の整備を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> けい養家畜に伝染性防疫業務の発生が確認された場合、まん延を防止し早期の収束を図るため、これまでの取組を「独立行政法人家畜改良センターにおける監視伝染性発生時の初動対応等に関する要領」に明文化した。また、「独立行政法人家畜改良センターにおけるヨネ病対策要領」にヨネ病に感染するリスクが高い若齢牛の飼養場所の消毒等を平時から講じる旨を盛り込むなど、平成29年度からセンター内のすべての牛飼養牧場で実施することとした。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		(イ) 衛生管理の改善等への取組 国や都道府県が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う調査・研究への協力等の依頼があった場合、防疫面を考慮の上、通常業務に支障のない範囲で積極的に参加又は協力する。また、センターにおける野生動物対策や防疫ゾーンの設定による衛生管理区域における防疫対策の徹底の取組等、国内の大規模・集約的な家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、広く情報を提供する。 (以下略)	(オ) 国・都道府県の防疫演習への参加 国や都道府県が行う防疫演習への参加又は協力の依頼があった場合には、通常業務に支障のない範囲で積極的に参加又は協力する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 国や都道府県が行う防疫演習への参加又は協力を17件行い、得られた情報を各牧場・支場の防疫対策の改善に役立てた。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(カ) 国・大学等の調査・研究への協力 国や大学等が行う調査・研究への協力等の依頼があった場合には、防疫面を考慮の上、通常業務に支障のない範囲で積極的に協力する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 試験研究機関や大学等が行う調査・研究への協力等の要請に応じ、データや材料の提供等により積極的に協力した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(キ) 衛生管理の改善等に関する情報提供 センターにおける野生動物対策や防疫ゾーンの設定による衛生管理区域における防疫対策の徹底の取組等、国内の大規模・集約的な家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、センターホームページや研修、会議等を活用して、情報の提供を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> センターにおける衛生管理の紹介、農場HACCPの取組、豚舎新設工事に伴う防疫対応、疾病対策等衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、ホームページ、研修会、会議等を活用して、畜産関係者に対し39件の情報提供を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	エ その他 6次産業化等による畜産物利用、やすらぎや癒やし効果の発揮、教育への活用等の多様な利活用が期待される馬及びめん山羊について、人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上を図るための講習会等を開催する。また、関係機関等と連携し、鳥獣害対策を含む家畜の飼養に関連する草地や耕作放棄地の活用技術等について、技術講習会を開催するなど、普及に努める。 (以下略)	エ その他 馬及びめん山羊について、6次産業化等による畜産物利用に加え、やすらぎや癒やし効果の発揮、教育への活用等の多様な利活用が期待されることから、十勝牧場及び長野支場において、これまで培った人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上及び鳥獣害対策や耕作放棄地対策としてのめん山羊の利活用の普及を図るため、次の取組を行う。	エ その他	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	△馬、めん山羊の飼養管理技術に関する講習会等の実施 2/2(B) △めん山羊の家畜人工授精に関する講習会の実施 2/2(B) △耕作放棄地対策等へのめん山羊の利活用に関する講習会等の実施 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6P（微項目3×2P） 合計：6P 6P/6P＝1.0（10/10）
		(ア) 飼養管理技術の向上への取組 馬及びめん山羊について、人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上を図るための講習会等を開催する。特に、家畜人工授精師免許の取得に係る講習会については毎年度、1回開催する。なお、免許取得講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、修了試験の合格率が80%以上となるよう取り組む。 (以下略)	(ア) 馬、めん山羊の飼養管理技術に関する講習会等の実施 馬及びめん山羊について、人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上を図るための講習会等を開催する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 馬及びめん山羊について、人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上を図るための講習会等を開催し、全体で145名の参加者があり、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(イ) めん山羊の人工授精に関する講習会の実施 家畜人工授精に関する講習会(めん羊・山羊)を開催する。 なお、家畜人工授精に関する講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、修了試験の合格率が80%以上となるよう取り組む。	指標＝講習内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 家畜人工授精に関する講習会(めん羊・山羊)を開催した。 なお、講習会の実施に当たり、受講者の技術レベルに幅があり、講習の習得度合いにも幅が生じることが予想されたため、全体的に行う技術指導や講習のほかに、受講者のレベルに応じたフォローアップを行うことで理解度の向上に努め、受験者7名全員が合格し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： めん山羊について、長野支場において家畜人工授精師免許の取得に係る講習会を開催した。 なお、講習会の実施に当たり、受講者の技術レベルが、実務に携わる者から、新規就農者までの幅があり、講習の習得度合いにも幅が生じることが予想されたため、全体的に行う技術指導や講習のほかに、受講者のレベルに応じたフォローアップを行うことで理解度の向上に努め、家畜人工授精に関する講習会は9名（内2名聴講）が受講し、修業試験は受験者7名全員が合格した。
		(イ) 耕作放棄地対策等への利活用の普及 国産飼料の利用推進等を図るため、関係機関等と連携し、鳥獣害対策や耕作放棄地対策としてのめん山羊の利活用の普及に必要な草地管理や飼養管理に関する技術講習会等を毎年度、1回開催する。	(ウ) 耕作放棄地対策等へのめん山羊の利活用に関する講習会等の実施 関係機関等と連携し、鳥獣害対策や耕作放棄地対策としてのめん山羊の利活用の普及に必要な草地管理や飼養管理に関する技術講習会等について、1回開催する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 関係機関等と連携し、鳥獣害対策や耕作放棄地対策としてのめん山羊の利活用の普及に必要な草地管理や飼養管理に関する技術講習会等について、2回開催した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	2 畜産物の需給変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等（以下略）	2 畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等（以下略）	2 畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等（以下略）	指標＝「小項目の項目数×2」（満点）に対する「各小項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	◇種畜・種きん等の生産・供給 2/2(B) ◇6次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等 2/2(B) ◇家畜等の多様な遺伝資源の確保利用 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6 P（小項目3×2 P） 合計：6 P 6 P / 6 P = 1. 0
	(1) 種畜・種きん等の生産・供給 多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える「強み」のある畜産物生産のための「家畜づくり」を推進するためには、国内における家畜の遺伝的多様性の確保を図りつつ、優良な種畜・種きん等を効率的に作出する必要がある。このためセンターは、自らが有する多様な育種素材、施設、有用な SNP 情報、遺伝的能力評価技術、繁殖技術等を最大限活用することにより遺伝的改良の加速化等を図り、民間ではコスト等から生産することが困難な優良な候補種雄牛をはじめとした種畜・種きん等を生産することとする。その際、乳用牛にあつてはホルスタイン種の乳量や泌乳持続性を、肉用牛にあつては黒毛和種の基礎となる4系統群や5希少系統の活用及び増体性を、豚にあつてはデュロック種の増体性及びランドレース種の繁殖性を、鶏にあつては国産鶏種の産肉性及び産卵性を、馬にあつてはけん引能力を、それぞれ特に重視して取り組むものとする。 なお、これら種畜等の生産に当たっては、貴重な育種素材が消失することがないよう、センターの有する施設等を活用しリスク分散を図ることとする。	(1) 種畜・種きん等の生産・供給 多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える「強み」のある畜産物生産のための「家畜づくり」を推進することを目的として、国内における家畜の遺伝的多様性の確保を図りつつ、民間ではコスト等から生産することが困難な優良な種畜・種きん等を効率的に作出するため、多様な育種素材、施設、新技術等を最大限活用しながら、次の取組を行う。	(1) 種畜・種きん等の生産・供給 国内における家畜の遺伝的多様性の確保を図りつつ、民間ではコスト等から生産することが困難な優良な種畜・種きん等を効率的に作出するため、乳用牛、肉用牛及び豚について、多様な育種素材、SNP 検査等で得られた有用な遺伝子情報、遺伝的能力評価技術、高度な繁殖技術等を活用しながら、種畜を生産し、農家への種畜供給を行う都道府県及び民間にこれを供給するとともに、鶏について、SNP 検査等で得られた有用な遺伝子情報等を活用しながら、産肉性及び産卵性を重視した種きん等の生産を行い、都道府県及び民間による国産種鶏供給を支援するほか、都道府県及び民間による種畜供給が限られる農用馬については、けん引能力を重視した種畜生産・供給を行うこととし、次の取組を行う。	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「各細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	□乳用牛 2/2(B) □肉用牛 2/2(B) □豚 2/2(B) □鶏 2/2(B) □馬 2/2(B) □育種素材のリスク分散への取組 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 根拠： 満点：12 P （細項目6×2 P） 合計：12 P 12 P / 12 P = 1. 0（10 / 10）

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	ア 乳用牛、肉用牛、豚 都道府県は、乳用牛の種畜生産を行っていないが、肉用牛・豚については地域ブランドの形成などの目的で一部の都道府県が種畜の生産・供給を担っている。また、民間も種畜生産・供給を担っている。このため、センターは、中立・公平な立場から全国規模での遺伝的能力評価を実施するとともに、自らが保有する多様な育種資源、有用なSNP情報、繁殖技術等を活用しながら種畜を生産し、農家への種畜供給を行う都道府県及び民間にこれを供給する。その際、ホルスタイン種の乳量や泌乳持続性、黒毛和種の基礎となる4系統群や5希少系統の活用及び増体性を特に重視することとし、都道府県及び民間による種畜供給が特定の系統等に偏ることとならないよう配慮する。また、デュロック種については増体性をランドレース種については繁殖性を特に重視することとする。 (以下略)	(ア) 乳用牛 ホルスタイン種について、乳量や泌乳持続性を特に重視した改良に取り組むこととし、自らが有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用しながら、優良な牛群を整備する。また、候補種雄牛を作出するためのドナーの集合検定を毎年度、実施する。 これらの取組を通じて、家畜改良増殖目標の育種価目標数値(乳量60kg/年、乳脂肪1.8kg/年、無脂乳固形分5.0kg/年、乳蛋白1.6kg/年(平成26年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値))以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や乳器、泌乳持続性、血統等に特長を持つ候補種雄牛を、ゲノミック評価値も活用し毎年度、概ね50頭作出する。 (以下略)	ア 乳用牛	指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	△優良な牛群の整備 2/2(B) △ドナーの集合検定の実施 2/2(B) △候補種雄牛の作出 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6P(微項目3×2P) 合計：6P 6P/6P＝1.0(10/10)
			(ア) 優良な牛群の整備 ホルスタイン種について、乳量や泌乳持続性を特に重視した改良に取り組むこととし、自らが有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用しながら、優良な牛群を整備する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、乳量や泌乳持続性を特に重視した改良に取り組むとともに、自らが有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用しながら、優良な牛群を整備し計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(イ) ドナーの集合検定の実施 ホルスタイン種について、候補種雄牛を作出するためのドナーの集合検定を実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、候補種雄牛を作出するためのドナーの集合検定を計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(ウ) 候補種雄牛の作出 ホルスタイン種について、上記の取組を通じて、家畜改良増殖目標の育種価目標数値(乳量60kg/年、乳脂肪1.8kg/年、無脂乳固形分5.0kg/年、乳蛋白1.6kg/年(平成26年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値))以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛(ただし、育種価目標数値のうち無脂乳固形分については、ゲノミック評価の対象となった後に適用する。)や乳器、泌乳持続性、血統等に特長を持つ候補種雄牛を、ゲノミック評価値を活用し概ね50頭作出する。	指標＝作出頭数 S：計画の110%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の110%以上 B：計画の90%以上、110%未満 C：計画の70%以上、90%未満 D：計画の70%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、乳量60kg/年、乳脂肪1.8kg/年、無脂乳固形分5.0kg/年、乳蛋白1.6kg/年以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や乳器、泌乳持続性、血統等に特長を持つ候補種雄牛を、ゲノミック評価値を活用し51頭作出し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① ホルスタイン種について、上記の取組により、センターが平成28年度に作出した50頭の候補種雄牛について、年当りの改良量の平均は、平成27年度に作出した候補種雄牛を基準として、乳量139kg、乳脂肪4.8kg、無脂乳固形分5.9kg、乳蛋白3.6kg増となり、いずれの形質についても改良増殖目標に掲げられた年当りの改良量を上回る候補種雄牛を作出することができた。 ② この他、無脂乳固形分の育種価が低いものの、特に乳器に特長を持つ候補種雄牛を1頭作出した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		(イ) 肉用牛 黒毛和種について、その基礎となる4系統群・5希少系統の活用や増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、自らが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備する。また、候補種雄牛を作出するため、有用なSNP情報や、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用するとともに、直接検定を毎年度、実施する。 これらの取組を通じて、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、増体性等に特長を持つ候補種雄牛を毎年度、概ね30頭作出する。 さらに、飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、黒毛和種の肥育牛における飼料利用性等に係る形質データを収集するとともに、学識経験者等の参画を得て検討会を毎年度、開催するなどにより、検定手法の開発に向けた検討を行う。 このほか、褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、直接検定を行い、候補種雄牛を毎年度、1頭以上作出する。 (以下略)	イ 肉用牛	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	△遺伝的に特徴ある牛群の整備 2/2(B) △直接検定の実施 2/2(B) △候補種雄牛の作出 2/2(B) △飼料利用性等に係る検定手法の開発 2/2(B) △褐毛和種候補種雄牛の作出 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：10P(微項目5×2P) 合計：10P 10P/10P=1.0(10/10)
			(ア) 遺伝的に特徴ある牛群の整備 黒毛和種について、その基礎となる4系統群・5希少系統の活用や増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、自らが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備する。なお、新たに導入する雌牛については、繁殖性等の能力に関する調査を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 黒毛和種について、その基礎となる4系統群・5希少系統の活用や増体性を特に重視した改良に取り組み、自らが有する多様な育種素材と新たに導入した多様な育種素材を用い、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備した。なお、新たに導入した雌牛については、繁殖性等の能力に関する調査を開始した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(イ) 直接検定の実施 黒毛和種について、候補種雄牛を作出するため、有用なSNP情報や、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用するとともに、直接検定を実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 黒毛和種について、候補種雄牛を作出するため、有用なSNP情報や、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用するとともに、43頭について直接検定を行い、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(ウ) 候補種雄牛の作出 黒毛和種について、上記の取組を通じて、遺伝的多様性の確保に必要な系統の維持に係る候補種雄牛や増体性等に特長を持つ候補種雄牛を概ね30頭作出する。	指標＝作出頭数 S：計画の110%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の110%以上 B：計画の90%以上、110%未満 C：計画の70%以上、90%未満 D：計画の70%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 黒毛和種について、第1の2の(1)のイの(ア)及び(イ)の取組を通じて、遺伝的多様性の確保に必要な系統の維持に係る候補種雄牛や増体性等に特長を持つ候補種雄牛を38頭作出し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 種畜作出用として生産した雄牛の中から、遺伝子保有確率、遺伝的能力評価等により選抜した遺伝的多様性の確保や増体性等に特長を持つ38頭を候補種雄牛として作出した。 ② 遺伝子保有確率及び血統により分類した増体性等に特長を持つ鳥取県系統群に属し、直接検定を実施した20頭は、直接検定時の1日当たり増体量の平均値が1.16kgと平成27年度全国平均を上回った。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(エ) 飼料利用性等に係る検定手法の開発 黒毛和種について、飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、肥育牛における飼料利用性等に係る形質データを収集するとともに、学識経験者等の参画を得て検討会を開催するなどにより、検定手法の開発に向けた検討を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 黒毛和種について、飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、肥育牛94頭の飼料利用性等に係る形質データを収集するとともに、学識経験者等の参画を得て検討会を開催し、各種データのとりまとめ方法等、検定手法の開発に向けた検討を行い、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(オ) 褐毛和種の候補種雄牛の作出 褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、直接検定を行い、候補種雄牛を1頭以上作出する。	S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、直接検定を行い、候補種雄牛を3頭作出し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 育種素材の導入については、血統等を考慮し、農協から精液50本、受精卵62個及び卵巣3頭分を選定・導入した。 ② 遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、4頭について直接検定を実施した。 ③ 直接検定を実施した雄牛のうち、3頭を後代検定候補種雄牛として熊本県肉用牛改良推進委員会に提示した。 ④ これら種畜の作出は、褐毛和種の改良を実施する県が開催する家畜改良に関する会議に参画し、意見・情報交換を行いながら実施した。
		(ウ) 豚 豚について、優れた育種素材の導入を行いつつ、各品種について次の取組を行う。 デュロック種については、増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、1日当たり増体量が概ね1,030gとなる優良な種豚群を作出する。 ランドレース種については、繁殖性を特に重視した改良に取り組むこととし、1腹当たり育成頭数が概ね11頭となる優良な種豚群を作出する。 また、大ヨークシャー種については、第3期中期目標期間において造成した繁殖性に優れた種豚群（1腹当たり育成頭数は概ね10.5頭）を維持しつつ、種豚等を供給する。 実験用小型豚の供給業務については、引き続き民間への移管に向け、精液や胚の凍結保存に取り組み、平成32年度末までに生体でのけい養を中止する。 (以下略)	ウ 豚	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	△デュロック種の優良種豚群の作出 2/2(B) △ランドレース種の優良種豚群の作出 2/2(B) △大ヨークシャー種の種豚等の供給 2/2(B) △実験用小型豚の精液、胚の凍結保存 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：8P（微項目4×2P） 合計：8P 8P/8P＝1.0（10/10）
			(ア) デュロック種の優良種豚群の作出 デュロック種について、増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、1日当たり増体量が概ね1,030gとなる優良な種豚群の作出に向け、1日当たり増体量の優れた育種素材を導入するなどにより、改良用豚群の造成に向けた交配及び産子の一次選抜を行う。 また、産肉能力と遺伝子情報との関連性を調査・解析するための採材を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> デュロック種について、増体性を特に重視した改良に取り組むため、1日当たり増体量の優れた育種素材を導入するなどとして、改良用豚群の造成に向けた交配及び産子の一次選抜を行った。 また、産肉能力と遺伝子情報との関連性を調査・解析するための採材を行い、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(イ) ランドレース種の優良種豚群の作出 ランドレース種について、繁殖性を特に重視した改良に取り組むこととし、1 腹当たり育成頭数が概ね11頭となる優良な種豚群の作出に向け、1 腹当たり育成頭数の優れた育種素材を導入するなどにより、改良用雌豚群の造成に向けた交配及び産子の一次選抜を行う。 また、繁殖能力と遺伝子情報との関連性を調査・解析するための採材を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> ランドレース種について、繁殖性を特に重視した改良に取り組むため、1 腹当たり育成頭数の優れた育種素材を導入して、改良用雌豚群の造成に向けた交配及び産子の一次選抜を行った。 また、繁殖能力と遺伝子情報との関連性を調査・解析するための採材を行い、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(ウ) 大ヨークシャー種の種豚等の供給 大ヨークシャー種について、第3 中期目標期間において造成した繁殖性に優れた種豚群（1 腹当たり育成頭数は概ね10.5 頭）を繁殖性に関係する遺伝子情報等を活用しながら維持しつつ、種豚等を供給する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 大ヨークシャー種について、第3 中期目標期間において造成した繁殖性に優れた種豚群（1 腹当たり育成頭数は概ね10.5 頭）を繁殖性に関係する遺伝子情報等を活用しながら維持しつつ、種豚11 頭、精液498 本を供給した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(エ) 実験用小型豚の精液、胚の凍結保存 実験用小型豚について、平成32 年度末までの民間への移管に向け、精液や胚の凍結保存に取り組む。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 実験用小型豚について、平成32 年度末までの民間への移管に向け、関係機関と意見・情報交換を行いつつ、精液や胚の凍結保存に取り組み、凍結精液を148 本作成した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	イ 鶏、馬 都道府県及び民間は、センターから供給される種鶏を活用して地鶏生産などのための国産種鶏の生産・供給を担っている。このため、センターは、有用なSNP 情報などを活用しながら、産肉性及び産卵性を重視した種鶏生産を行い、都道府県及び民間による国産種鶏供給を支援する。なお、都道府県及び民間による種畜供給に限られている農用馬についてはけん引能力を重視した種畜生産・供給を行う。 (以下略)	(ア) 鶏 鶏について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行いながら、次の取組を行う。 国産鶏種のうち、卵用の横斑プリマスロック種（XS 系統）については、後期産卵率の推定育種価を概ね2％改善し、ロードアイランドレッド種（YA 系統）については、産卵率等主要形質の改良を考慮しつつ卵殻強度を高めるための選抜を行う。 国産鶏種のうち、肉用の白色コーニッシュ種（60 系統）については、4 週齢時の体重の推定育種価を概ね50 g 改善し、白色プリマスロック種（30 系統）については、産卵率（31～35 週齢）の推定育種価を概ね2％改善する。 また、国産鶏種に関する組合せ検定を毎年度、概ね4 組実施する。 (以下略)	エ 鶏 指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	△卵用の横斑プリマスロック種の後期産卵率の改善 2/2(B) △卵用のロードアイランドレッド種の選抜等の実施 2/2(B) △肉用の白色コーニッシュ種の選抜等の実施 2/2(B) △肉用の白色プリマスロック種の選抜等の実施 2/2(B) △肉用の白色プリマスロック種の新系統造成に向けた選抜等の実施 2/2(B) △国産鶏種に関する組合せ検定の実施 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：12 P（微項目6×2 P） 合計：12 P 12 P / 12 P = 1.0（10/10）	
			(ア) 卵用の横斑プリマスロック種の後期産卵率の改善 国産鶏種のうち、卵用の横斑プリマスロック種（XS 系統）について、後期産卵率推定育種価の概ね2％改善に向け、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行う。	S：計画の120％以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120％以上 B：計画の100％以上、120％未満 C：計画の80％以上、100％未満 D：計画の80％未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 国産鶏種のうち、卵用の横斑プリマスロック種（XS 系統）について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行った結果、平成27 年鶏の後期産卵率の育種価は平成26 年鶏に比べ1.84％改善した。	<評定と根拠> 「B」 根拠：計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(イ) 卵用のロードアイランドレッド種の選抜等の実施 国産鶏種のうち、卵用のロードアイランドレッド種（Y A 系統）について、産卵率等主要形質の改良を考慮しつつ卵殻強度を高めるため、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 国産鶏種のうち、卵用のロードアイランドレッド種（Y A 系統）について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行った。 なお、ロードアイランドレッド種（Y A 系統）の平成 2 8 年鶏の卵殻強度の育種価は平成 2 7 年鶏に比べ 6 . 6 5 ポイント改善した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(ウ) 肉用の白色コーニッシュ種の選抜等の実施 国産鶏種のうち、肉用の白色コーニッシュ種（60 系統）について、4 週齢時体重推定育種価の概ね 50 g 改善に向け、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行う。	S：計画の 1 2 0 % 以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の 1 2 0 % 以上 B：計画の 1 0 0 % 以上、1 2 0 % 未満 C：計画の 8 0 % 以上、1 0 0 % 未満 D：計画の 8 0 % 未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 国産鶏種のうち、肉用の白色コーニッシュ種（6 0 系統）について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(エ) 肉用の白色プリマスロック種の選抜等の実施 国産鶏種のうち、肉用の白色プリマスロック種（30 系統）について、産卵率（31～35 週齢）推定育種価の概ね 2 % 改善に向け、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 国産鶏種のうち、肉用の白色プリマスロック種（3 0 系統）について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(オ) 肉用の白色プリマスロック種の新系統造成に向けた選抜等の実施 上記の取組に加え、国産鶏種のうち、肉用の白色プリマスロック種について、産肉性等を改善するため、新たな系統の造成に向けた選抜、交配を行う。この際、遺伝子情報を活用した羽色の固定化（他品種を交配した際に、ひなの羽色が必ず交配した他品種と同じ羽色になること）にも取り組む。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 第 1 の 2 の（1）のエの（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）の取組に加え、国産鶏種のうち、肉用の白色プリマスロック種について、産肉性等を改善するため、新たな系統の造成に向けた選抜、交配を行った。この際、遺伝子情報を活用した羽色の固定化にも取り組んだ。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(カ) 国産鶏種に関する組み合せ検定の実施 国産鶏種に関する組合せ検定について、概ね 4 組実施するとともに、終了した組合せ検定結果を公表する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 国産鶏種に関して、鶏改良推進中央協議会等の会議での要望を考慮の上決定した、5 組の組合せ検定を行い、育成成績、産卵成績等を収集、公表した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		(イ) 馬 純粋種農用馬であるブルトン種及びベルシュロン種について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、人工授精技術を活用した効率的な繁殖を行うとともに、繁殖及び発育ステージに応じた飼料設計技術の活用により繁殖馬や生産馬の適切な飼養管理を行いつつ、けん引能力に関連のある馬格をもとに種雄馬候補を毎年度、概ね 6 頭作出する。 （以下略）	オ 馬	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×1 2 / 1 0 ≤ 合計点 B：満点×8 / 1 0 ≤ 合計点<満点×1 2 / 1 0 C：満点×5 / 1 0 ≤ 合計点<満点×8 / 1 0 D：合計点≤満点×5 / 1 0	△ブルトン種等の選抜等の実施 2/2(B) △ブルトン種等の種雄馬候補の作出 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4 P（微項目 2 × 2 P） 合計：4 P 4 P / 4 P = 1 . 0

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(ア) ブルトン種等の選抜等の実施 純粋種農用馬であるブルトン種及びベルシュロン種の雄の1歳馬について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、人工授精技術を活用した効率的な繁殖を行うとともに、繁殖及び発育ステージに応じた飼料設計技術の活用により繁殖馬や生産馬の適切な飼養管理を行いつつ、けん引能力に関連のある馬格をもとに3分の1程度を選抜する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 純粋種農用馬であるブルトン種及びベルシュロン種の雄の1歳馬について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、人工授精技術を活用した効率的な繁殖を行うとともに、繁殖及び発育ステージに応じた飼料設計技術の活用により繁殖馬や生産馬の適切な飼養管理を行いつつ、けん引能力に関連のある馬格をもとに、雄の当歳馬28頭から1歳馬候補として11頭を選抜した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(イ) ブルトン種等の種雄馬候補の作出 純粋種農用馬であるブルトン種及びベルシュロン種の雄の2歳馬について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、人工授精技術を活用した効率的な繁殖を行うとともに、繁殖及び発育ステージに応じた飼料設計技術の活用により繁殖馬や生産馬の適切な飼養管理を行いつつ、けん引能力に関連のある馬格をもとに種雄馬候補を概ね6頭作出する。	S：計画の110%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の110%以上 B：計画の90%以上、110%未満 C：計画の70%以上、90%未満 D：計画の70%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 純粋種農用馬であるブルトン種及びベルシュロン種の雄の2歳馬について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、人工授精技術を活用した効率的な繁殖を行うとともに、繁殖及び発育ステージに応じた飼料設計技術の活用により繁殖馬や生産馬の適切な飼養管理を行いつつ、けん引能力に関連のある馬格をもとに、雄の2歳馬から種雄馬候補として8頭作出し、そのうち6頭を種雄馬として供給した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・けん引能力に関連のある馬格をもとに、雄の2歳馬から種雄馬候補として8頭作出し、そのうち6頭を種雄馬として供給した。
		ウ 育種素材のリスク分散への取組 家畜伝染性疾患の侵入等により貴重な育種素材を失うことがないよう、乳用牛、肉用牛（黒毛和種）、豚及び鶏の主要な育種素材について、複数の牧場等を活用し、リスク分散に取り組む。このため原則として、乳用牛は新冠牧場及び岩手牧場、黒毛和種は十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場、豚は茨城牧場及び宮崎牧場、鶏は岡崎牧場及び兵庫牧場でそれぞれけい養を行う。 (以下略)	カ 育種素材のリスク分散への取組	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	△ホルスタイン種のリスク分散 2/2(B) △黒毛和種のリスク分散 2/2(B) △豚のリスク分散 2/2(B) △鶏のリスク分散 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：8P（微項目4×2P） 合計：8P 8P/8P＝1.0（10/10）
			(ア) ホルスタイン種のリスク分散 ホルスタイン種について、リスク分散のため主要な系統を、原則として新冠牧場及び岩手牧場の2牧場でけい養を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、リスク分散のため主要な系統を、新冠牧場及び岩手牧場の2牧場でけい養を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(イ) 黒毛和種のリスク分散 黒毛和種について、リスク分散のため主要な系統を、原則として十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場の4牧場でけい養を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 黒毛和種について、リスク分散のため主要な系統を、十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場の4牧場でけい養を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(ウ) 豚のリスク分散 豚について、リスク分散のため主要な品種を、原則として茨城牧場及び宮崎牧場の2牧場でけい養を行う。また、リスク分散を強化するため、凍結受精卵の作成に着手する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 豚について、リスク分散のため主要な品種を、茨城牧場及び宮崎牧場の2牧場でけい養を行った。 また、リスク分散を強化するため、凍結胚の作成に着手した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(エ) 鶏のリスク分散 鶏について、リスク分散のため主要な国産鶏種を、原則として岡崎牧場及び兵庫牧場の2牧場でけい養を行う。また、リスク分散を強化するため、凍結精液の作成に着手する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 鶏について、リスク分散のため主要な国産鶏種を、岡崎牧場及び兵庫牧場の2牧場でけい養した。 また、リスク分散を強化するため、凍結精液の作成に着手した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	(2)6次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等 6次産業化の推進や多様なニーズに応える国産畜産物の供給を支援するため、国内での種畜の供給体制が脆弱なめん山羊や日本短角種をはじめとした特色ある家畜等について、種畜の生産・供給業務を行っている都道府県・民間からの育種素材の提供や技術指導等の技術的支援に関する要請があった場合、できる限り対応する。 (以下略)	(2)6次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等 (以下略)	(2) 6次産業化の推進に対応した育種素材の提供等 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「各細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	<主要な業務実績> □めん山羊 2/2(B) □日本短角種 2/2(B) □豚 2/2(B) □鶏 2/2(B) □技術的支援 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：10P（細項目5×2P） 合計：10P 10P/10P = 1.0 (10/10)
			ア めん山羊 めん山羊について、現有のサフォーク種及び日本ザーネン種を維持する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> めん山羊について、現有のサフォーク種及び日本ザーネン種を維持した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			イ 日本短角種 日本短角種（王将系、蓋世系、雲豊系、春梅系及び南富系）について、系統保有状況について都道府県等と意見・情報交換を行い、必要に応じて系統数を見直しつつ維持するとともに、凍結胚を確保する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 日本短角種（王将系、蓋世系、雲豊系、春梅系及び南富系）について、系統保有状況等について都道府県等とともに、凍結胚を確保した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			ウ 豚 豚について、特色ある品種である現有の中ヨークシャー種及び梅山豚を維持する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 豚について、特色ある品種である現有の中ヨークシャー種及び梅山豚を維持した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			エ 鶏 鶏について、特色ある品種・系統である軍鶏、合成軍鶏、横斑ブリマスロック種、烏骨鶏及びアロウカナ種等を維持する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 鶏について、特色ある品種・系統である軍鶏、合成軍鶏、横斑ブリマスロック種、烏骨鶏及びアロウカナ種等を維持した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			オ 技術的支援 上記の家畜等について、種畜等の生産・供給業務を行っている都道府県・民間から育種素材の提供や技術指導等の技術的支援に関する要請があった場合には、できる限り対応する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 上記の家畜等について、種畜等の生産・供給業務を行っている都道府県・民間からの育種素材の提供や技術指導等の技術的支援に関する要請に、できる限り対応した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	(3) 家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用 消費者の畜産物に対する多様なニーズに対応するとともに、我が国固有の遺伝資源である和牛等について、近交係数の高まりの抑制に資する種畜の生産等を行うためには、多様な遺伝子を持つ家畜等を確保し利用していく必要がある。このため、センターは、関係機関とも連携し、家畜の多様な遺伝資源の収集・確保及び利用に取り組むこととする。 (以下略)	(3) 家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用 (以下略)	(3) 家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点<満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点<満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	(主要な業務実績) □ 家畜遺伝資源の保存 2/2(B) □ 多様な遺伝資源の活用 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4 P (細項目 2 × 2 P) 合計：4 P 4 P / 4 P = 1.0 (10/10)
		ア 家畜遺伝資源の保存	ア 家畜遺伝資源の保存 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源の保存に取り組む。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 農林水産省関連動植物の遺伝資源保存に関するセンターバンクである農研機構遺伝資源センターと連携しつつ、8 牧場で分し、遺伝資源の新規収集 1 点、追加収集 6 点、継続保存 9 0 点、特性調査 1 2 点及び在来馬の現地調査を行い、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		イ 多様な遺伝資源の活用	イ 多様な遺伝資源の活用 黒毛和種について、近交係数の高まりを抑制する種畜生産を行うため、遺伝資源の探索を行い、基礎となる 4 系統群・5 希少系統に関係する多様な育種素材を導入し、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備する。また、当該牛群を活用し、遺伝的多様性の確保に必要な系統の維持に係る候補種雄牛や増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作出に取り組む。（再掲）	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 黒毛和種について、近交係数の高まりを抑制する種畜生産を行うため、遺伝資源の探索を行い、基礎となる 4 系統群・5 希少系統に関係する多様な育種素材を導入し、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備した。また、当該牛群を活用し、遺伝的多様性の確保に必要な系統の維持に係る候補種雄牛や増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作出に取り組む、計画どおり実施した。（再掲）	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	3 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等 (以下略)	3 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等 (以下略)	3 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	〈主要な業務実績〉 ◇飼料作物種苗の生産・供給 2/2(B) ◇飼料作物優良品種の普及支援 2/2(B) ◇飼料作物の遺伝資源の保存 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6 P (小項目 3×2 P) 合計：6 P 6 P / 6 P = 1. 0
	(1)飼料作物種苗の生産・供給 我が国の多様な気候に適した国内育成品種の定着をさらに進める必要があることから、新品種・系統など優良品種の種苗が安定的に供給されるよう、OECD(経済協力開発機構)品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖を図る。 なお、これら業務を的確に実施するため、栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図るとともに、国、都道府県、関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、必要に応じて生産対象品種・系統の見直しを行うものとする。 また、飼料用稲種子については、都道府県による生産供給を補完し、全国における種子の安定供給を確保するため、関係機関と連携しつつ生産を行う。	(1)飼料作物種苗の生産・供給 (以下略)	(1) 飼料作物種苗の生産・供給 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	□飼料作物種苗の増殖 2/2(B) □飼料用稲種子の生産 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4 P (細項目 2×2 P) 合計：4 P 4 P / 4 P = 1. 0 (10/10)
		ア 飼料作物種苗の増殖 (以下略)	ア 飼料作物種苗の増殖	指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	〈主要な業務実績〉 △OECD品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖 2/2(B) △生産対象品種・系統の選定 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4 P (微項目 2×2 P) 合計：4 P 4 P / 4 P = 1. 0 (10/10)
			(ア)OECD品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖 飼料作物種苗について、職員への技術研修等により栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図りつつ、OECD(経済協力開発機構)品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> OECD品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖を行い、新たに16品種13.0トンの種苗を生産し、37品種9.5トンの種苗を供給した。また、職員の技術研修を計画どおり実施し、栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(イ) 生産対象品種・系統の選定 飼料作物種苗の生産対象品種・系統について、国、都道府県、関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、概ね95品種・系統とする。	S：計画の110%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の110%以上 B：計画の90%以上、110%未満 C：計画の70%以上、90%未満 D：計画の70%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 飼料作物種苗の生産対象品種・系統について、国、都道府県、関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、新たに育成された9品種・系統を追加するとともに、旧来の10品種・系統を削除するなどの見直しを行い、96品種・系統とした。	<評定と根拠> 「B」 根拠： 飼料作物種苗の生産対象品種・系統について、国等の行政部門、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構等の育成者、販売を担う実需者等からの情報に基づき、新たに育成された品種・系統については訴求点となる特性等に照らした普及の有望性等に着目して、旧来の品種・系統については近年の流通量等に照らした需要の消長等に着目して候補を選定し、3月の飼料作物種子関係機関連絡協議会を経て、9品種・系統を追加、10品種・系統を削除するなどの見直しを行い、96品種・系統とした。
		イ 飼料用稲種子の生産	イ 飼料用稲種子の生産 飼料用稲種子について、関係機関と連携しつつ需要に応じた生産を行うこととし、生産対象品種を、概ね6品種以上とする。	S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 飼料用稲種子について、関係機関と連携しつつ需要に応じ、新たに8品種45トンの種子を生産し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： 飼料用稲種子について、都道府県による種子供給体制の補完を担う(一社)日本草畜産種子協会等との連携を通じて得られた需要情報に応じ、飼料用稲8品種について、10haの採種ほ場を設置し、種子45トンを生産した。
	(2) 飼料作物優良品種の普及支援 飼料自給率の向上や国産飼料の増産を目指して優良品種の利用促進による草地改良等を進めるためには、地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及が重要である。このため、センターは、所有する高度な技術や豊富な種苗生産基盤を活用して地域適応性等に関する検定試験を実施し、優良品種に係るデータ提供や実証展示ほの設置等を積極的に行うものとする。 (以下略)	(2) 飼料作物優良品種の普及支援 (以下略)	(2) 飼料作物優良品種の普及支援	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	□地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及2/2(B) □地域適応性等検定試験の実施 2/2(B) □優良品種に係るデータ提供 2/2(B) □実証展示ほの設置等 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：8P(細項目4×2P) 合計：8P 8P/8P＝1.0(10/10)
			ア 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、草地管理技術や飼料生産技術等について、関係機関等と連携しつつ、講習会の開催等を概ね2回行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、都道府県、農協、生産者等の関係機関と連携しつつ、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会を5回実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、都道府県、農協、生産者等の関係機関と連携しつつ、草地管理技術、飼料生産技術及びサイレージ調製技術に関する講習会を、岩手牧場で1回、長野支場で1回、鳥取牧場で2回及び宮崎牧場で1回の計5回実施した。 ② なお、講習会には、都道府県や生産者等から計98名の参加があった。
			イ 地域適応性等検定試験の実施 精密データの測定手法等の高度な技術や豊富な種苗生産基盤を活用し、育成機関と実施系統の調整を行い、地域適応性等検定試験を実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、生育項目等の精密データ測定手法の評点、観察及び分析に係る高度な技術や豊富な生産基盤を活用し、新品種育成機関と草種及び系統数について調整を行い、78系統の地域適応性等検定試験を実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			ウ 優良品種に係るデータ提供 優良品種に係るデータベースを更新して概ね600品種のデータを都道府県等に提供する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 都道府県等の試験場の協力を得て、奨励品種選定試験結果等のデータを入力し、データの確認、整理等を行い品種特性情報のデータベースを更新し、都道府県、試験研究機関及び関係団体57か所に766品種の情報提供を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 都道府県等の試験場の協力を得て、平成28年度における奨励品種選定試験等で得られた飼料作物の品種特性等に関する生育項目や収穫項目等のデータを延べ975品種について収集し、データベースへの入力を行った。 ② 今回のデータの追加更新により、重複を除く766品種について最新の情報が閲覧可能となり、都道府県、試験研究機関及び関係団体57か所に情報の提供を行った。
			エ 実証展示ほの設置等 関係機関等と連携しつつ、20か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行う。	S：計画の110%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の110%以上 B：計画の90%以上、110%未満 C：計画の70%以上、90%未満 D：計画の70%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 育成機関等と連携して、公共牧場等に61か所の実証展示ほを設置した。また、実証展示ほを含め77か所に品種利用者への現地指導など設置への協力を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： 優良品種を普及するため育成機関、都道府県、市町村、農協等と協力して実証展示を行う候補予定ほの選定のための現地調査を実施し、公共牧場等に61か所の飼料作物実証展示ほを設置した。また、実証展示ほを含め77か所に、品種利用者への肥培管理及び雑草防除等栽培技術の現地指導など設置への協力を行った。
	(3)飼料作物の遺伝資源の保存 様々なニーズに対応可能な飼料作物の品種開発を進める観点から、飼料作物の遺伝資源について、関係機関とも連携しつつ、栄養体保存等を行う。	(3)飼料作物の遺伝資源の保存	(3)飼料作物の遺伝資源の保存 農研機構が行うジーンバンク事業に協力し、飼料作物の遺伝資源について、栄養体保存等に取り組む。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 飼料作物の遺伝資源について、農研機構の調整の下で、栄養体保存420系統、種子再増殖120系統及び特性調査129系統それぞれ取り組んだ。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	4 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査 酪肉基本方針等を踏まえ、優良品種を用いた計画的な草地更新・単収向上を推進するためには、飼料作物の種苗の国際間流通における品種特性の維持と品質の確保を図ることにより、我が国の多様な気候に適応した飼料作物優良品種の育成・普及することが必要である。このためセンターは、ISTA（国際種子検査協会）検査所として認定される水準にある高度な知識・技術を活用し、OECD品種証明制度等に基づく検査及び証明を的確に実施する。	4 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査(以下略)	4 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査(以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」（満点）に対する「各小項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≤合計点 B：満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D：合計点≤満点×5/10	(主要な業務実績) ◇OECD品種証明制度等に基づく飼料作物の種苗の検査の実施 2/2(B) ◇ISTA検査所としての認定ステータスの維持 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(小項目2×2P) 合計：4P 4P/4P=1.0
			(1)OECD品種証明制度等に基づく飼料作物の種苗の検査の実施 OECD品種証明制度等に基づく海外増殖用等の飼料作物の種苗の検査(ほ場検定、種子検定及び事後検定)を的確に行い、合格したものについて証明書を発行する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> OECD品種証明制度等に基づき、海外増殖用等に供される飼料作物の種苗の検査を的確に行い、合格したものについて証明書を発行した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(2) I S T A 検査所としての認定ステータスの維持 種苗の検査に係るマネージメントレビュー、技能試験、内部監査等の品質管理活動の実施等により、I S T A (国際種子検査協会) 認定検査所としての認定ステータスを維持する。	S : 計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A : 計画を上回る成果が得られた。 B : 計画どおり順調に実施された。 C : 計画どおり実施されず改善を要する。 D : 計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。方法を記述する。	<主要な業務実績> 種苗の検査に係るマネージメントレビュー、技能試験、内部監査等の品質管理活動の実施等により、I S T A 認定検査所としての認定ステータスを維持した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	5 調査・研究及び講習・指導 センターは、政策実施機関として、家畜の育種改良、飼養管理の改善等による多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える「強み」のある畜産物生産のための「家畜づくり」や和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、輸出も視野に入れた畜産物のブランド化による高付加価値化等の行政課題の解決や自らが行う家畜改良・飼養管理の改善にも寄与する技術の調査・研究に取り組むとともに、国、都道府県、団体等の依頼に基づき実施する講習・指導を通じて技術の普及に取り組むこととし、特に次の業務に重点をおいて、取組を進めるものとする。	5 調査・研究及び講習・指導 (以下略)	5 調査・研究及び講習・指導 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A : 満点×12/10 ≤ 合計点 B : 満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C : 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D : 合計点 ≤ 満点×5/10	<主要な業務実績> ◇調査・研究 2/2(B) ◇講習・指導 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4 P (小項目 2 × 2 P) 合計：4 P 4 P / 4 P = 1. 0
	(1) 調査・研究 調査・研究については、センターが実施する家畜の改良等に応用できる技術や行政課題と密接に関係する調査・研究課題に重点化し、以下の課題等に取り組む。 (以下略)	(1) 調査・研究 調査・研究については、センターが実施する家畜の改良等に応用できる技術や行政課題と密接に関係する調査・研究課題に重点化し、次の取組を行う。 (以下略)	(1) 調査・研究 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A : 満点×12/10 ≤ 合計点 B : 満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C : 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D : 合計点 ≤ 満点×5/10	<主要な業務実績> □有用形質関連遺伝子等の解析 2/2(B) □食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 2/2(B) □豚の胚移植技術の開発 3/2(A) □黒毛和種における短期肥育技術等の開発 2/2(B) □放射性セシウム低減技術等の開発 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：10 P (細項目 5 × 2 P) 合計：11 P 11 P / 10 P = 1. 1 (11/10)
	ア 有用形質関連遺伝子等の解析 センターが実施するゲノム情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターの育種改良集団を用いて有用形質に係る遺伝子解析を行い、得られる遺伝子情報を育種改良に利用する。その際、乳用牛については繁殖関連遺伝子の解析を、肉用牛については牛肉の食味や飼料利用性に関連する遺伝子の解析を、豚についてはランドレース種の繁殖能力及びデュロック種の産肉能力に関連する遺伝子の解析を、鶏については羽色に関連する遺伝子の解析を重点的に行う。	ア 有用形質関連遺伝子等の解析 ゲノム情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、保有する育種集団を用いて有用形質に係る遺伝子解析を行い、各畜種について次の取組を行うことにより、得られる遺伝子情報を育種改良に利用する。	ア 有用形質関連遺伝子等の解析	指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A : 満点×12/10 ≤ 合計点 B : 満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C : 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D : 合計点 ≤ 満点×5/10	<主要な業務実績> △乳用牛 2/2(B) △肉用牛 2/2(B) △豚 2/2(B) △鶏 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：8 P (微項目 4 × 2 P) 合計：8 P 8 P / 8 P = 1. 0 (10/10)

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		(ア) 乳用牛 ホルスタイン種の繁殖性に関連する遺伝子の解析を重点的に行うこととし、繁殖性と遺伝子情報との関連性について、概ね1,000頭のデータを用いて調査・解析し、改良への利用について検討する。	(ア) 乳用牛 ホルスタイン種の繁殖性について、解析に必要な200頭程度のサンプルを収集し、遺伝子解析情報との関連性を調査する。	S：計画の110%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の110%以上 B：計画の90%以上、110%未満 C：計画の70%以上、90%未満 D：計画の70%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種の繁殖性のうち難産率の遺伝子解析を行うため、種雄牛2、559頭の血液サンプルとデータを収集して解析した結果、第18番染色体に存在する遺伝子中のアミノ酸置換を伴う一塩基多型が、子宮収縮因子であるプロスタグランジンの産生に影響する難産率関連多型であることを解明した。また、解析に必要な212頭の血液サンプルを収集し、その遺伝子型を調査したところ、難産率は全体の45.8%であった。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ホルスタイン種の繁殖性のうち難産率の遺伝子解析を行うため、種雄牛2、559頭の血液サンプルと難産率育種価を収集して解析したところ、第18番染色体に存在する一塩基多型が難産率に関連があることが分かった。その遺伝子領域についてさらに詳細に調査した結果、活性酸素の産生に関与する遺伝子中のアミノ酸置換を伴う一塩基多型が、活性酸素の産生量及び子宮収縮因子であるプロスタグランジンの産生に影響する難産率関連多型であることを解明した。また、解析に必要な212頭のサンプルを収集し、その遺伝子型を調査したところ、難産率は全体の45.8%であった。
		(イ) 肉用牛 黒毛和種における牛肉の食味や飼料利用性に関連する遺伝子の解析を重点的に行うこととし、牛肉の食味に関連する遺伝子の解析について、概ね200頭のデータを用いて調査・解析し、改良への利用について検討する。また、飼料利用性と遺伝子情報との関連性について、概ね400頭のデータを用いて調査・解析し、関連する遺伝子領域を探索する。	(イ) 肉用牛 理化学特性データを有する黒毛和種40頭程度のサンプルを収集し、遺伝子多型調査を実施する。飼料利用性に関するデータを有する80頭程度のサンプルを収集する。	S：計画の110%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の110%以上 B：計画の90%以上、110%未満 C：計画の70%以上、90%未満 D：計画の70%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 理化学特性データを有する黒毛和種58頭のサンプルを収集し、牛肉中イノシン酸及びタウリン含量に強く関連のあるSNP遺伝子型と表型値の関係を調査した結果、両方において優良ホモ型の表型値は、ヘテロ型及び非優良ホモ型よりも有意に高い値であったことを確認した。また、飼料摂取量データ等を有する、家畜改良センター奥羽牧場の肥育牛142頭のDNAサンプルを収集した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： 理化学特性データを有する黒毛和種(58頭)について、牛肉中イノシン酸およびタウリン含量に強く関連のあるSNP遺伝子型の分析を行い、遺伝子型と表型値の関係を調査した結果、両方において優良ホモ型の表型値は、ヘテロ型および非優良ホモ型よりも有意に高い値であった。家畜改良センターが保有する様々なウシ品種について、牛肉中イノシン酸含量に強く関連のあるSNPの遺伝子型頻度を調査した結果、品種によって優良ホモ型、ヘテロ型および非優良ホモ型の頻度が大きく異なっていた。また、飼料摂取量データ等を有する、家畜改良センター奥羽牧場の肥育牛142頭のDNAサンプルを収集した。そのうち95頭についてはSNP情報も収集した。
		(ウ) 豚 ランドレース種における繁殖能力と遺伝子情報及びデュロック種における産肉能力と遺伝子情報との関連性について、それぞれ概ね600頭及び概ね900頭のデータを用いて調査・解析し、関連する遺伝子領域を探索する。	(ウ) 豚 豚の繁殖能力について、解析に必要な50頭程度のサンプルを収集し、遺伝子多型を調査する。また、産肉能力について、解析に必要な100頭程度のサンプルを収集し、遺伝子多型を調査する。	S：計画の110%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の110%以上 B：計画の90%以上、110%未満 C：計画の70%以上、90%未満 D：計画の70%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 豚の繁殖能力については、ランドレース種の導入豚及び後代62頭からサンプルを収集し、繁殖関連遺伝子の多型を調査した。また、産肉能力については、デュロック種の導入豚及び後代230頭からサンプルを収集し、成長及び肉質関連遺伝子の多型を調査した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ランドレース種の母豚の繁殖能力を改良するため、育種素材を導入しつつ能力向上を図る開放型育種集団の構築を開始した。その集団の導入豚及び後代合計62頭から組織片あるいは精液を収集し、繁殖関連遺伝子の多型を調査した。また、デュロック種の発育能力を改良するため、前述同様、開放型育種集団の構築を開始した。その集団の導入豚及び後代合計230頭から組織片あるいは精液を収集し、成長及び肉質関連遺伝子の多型を調査した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		(エ) 鶏 軍鶏系種における羽色と遺伝子情報との関連性について、概ね2,000羽のデータを用いて調査・解析し、好ましくない遺伝子型を探索するとともに、経済形質との関連を検討する。	(エ) 鶏 約400羽の軍鶏系種サンプルとその羽色情報を収集し、羽色遺伝子型を解析する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 鶏の羽色については軍鶏系種834系統479羽のサンプルを収集し、479羽を含む集団のふ化時の羽色パターンを確認し、そのうち特徴的な羽色を持つ27羽については経時的に確認した。479羽について、黒色、赤褐色羽装に関わる遺伝子を調査した結果、赤褐色を示す遺伝子型で固定されており、黒色因子を保有していないことを確認した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： 軍鶏系種834系統479羽の血液サンプルを収集し、479羽を含む集団のふ化時の羽色パターンを確認し、そのうち特徴的な羽色を持つ27羽については経時的に確認した。黒色、赤褐色羽装に影響を与えるMC1R遺伝子☆は、地鶏固有の羽色を発現させるために重要な遺伝子の一つであり、そのMC1R遺伝子の遺伝子型について、479羽を調査した結果、赤褐色を示す遺伝子型(e+とey)で固定されており、黒色因子(E)を保有していないことが確認された。
	イ 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 多様化する消費者のニーズに対応したおいしい食肉を生産するため、新たなおいしさの指標の検討と、簡易な分析方法の開発により、家畜の選抜への利用に向けて取り組む。また、輸出拡大の観点から、外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性に関連する調査を行い、今後の輸出拡大先として最も期待される欧米人の味覚も意識した官能評価を実施する。	イ 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 多様化する消費者のニーズに対応した家畜改良やおいしい食肉生産を推進するため、第3期中期目標期間における取組を踏まえつつ、新たなおいしさの指標の家畜の選抜への利用や、輸出拡大に向けた外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性を把握するため、次の取組を行う。	イ 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	(主要な業務実績) △新たな食肉のおいしさの指標の検討等 2/2(B) △外国人の黒毛和種牛肉に対する嗜好性に関する調査 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(微項目2×2P) 合計：4P 4P/4P=1.0(10/10)
		(ア) 新たな食肉のおいしさの指標の検討等 食味に関連する官能評価と理化学分析の関連性について、特に風味を重視して調査し、新たなおいしさの指標に関する検討を行うとともに、食肉成分の簡易測定装置を用いた調査を行い、食肉のおいしさに関連する簡易な分析方法を開発する。これらの結果を踏まえ、家畜の選抜への利用について検討する。	(ア) 新たな食肉のおいしさの指標の検討等 食味に関連する官能評価と理化学分析の関連性について、特に風味を重視して調査し、新たなおいしさの指標を検討するため、官能評価の手法及び食味に関連する理化学分析項目について検討する。 また、食味に関連する簡易な分析方法を開発するため、食肉成分の簡易測定装置による測定値と官能評価及び理化学分析との関連性を調査する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 風味を重視した官能評価手法を確立するために、筋肉と皮下脂肪を2：1の割合で混合し、食感の影響の排除及び均一性の保持のためにミンチ状にするサンプル調製方法を確立した。また、官能評価項目については、従来の「風味の強さ」だけではなく、「風味の種類（甘い、脂っぽい香り等）」を設定し調査した。食味に関与する理化学分析項目の検討においては、特に牛肉の香気成分分析について検討を行い、分析に最適な加熱条件（70℃）を設定した。 また、食味成分の簡易測定装置による測定値と官能評価値及び理化学分析値との解析を行い、牛肉及び豚肉についてそれぞれ相関を調査し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		(イ) 外国人の黒毛和種牛肉に対する嗜好性に関する調査 欧米人等の外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性の調査及び官能評価を実施し、早期にとりまとめを行う。	(イ) 外国人の黒毛和種牛肉に対する嗜好性に関する調査 欧米人等の外国人の黒毛和種牛肉に対する嗜好性の調査を行うため、外国人の嗜好性調査の手法及び外国人を評価者とした官能評価の手法を検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 黒毛和種牛肉の輸出拡大戦略に寄与するために、外国人を対象とした嗜好性調査及び官能評価の手法を考案し、嗜好性調査及び官能評価を実施した。東京大学における外国人留学生を対象にした予備的調査及びアグリビジネス創出フェア2016（アグロイノベーション2016同時開催）での試行を踏まえて、外国人を対象とした嗜好性調査の手法及び官能評価の手法を計画通り作成した。この手法を用いてFOODEX JAPAN 2017で168名のデータを収集し、本年度は合計192名分の嗜好性データを得た。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	ウ 豚の胚移植技術の開発 豚の改良を効率的に進める上では、疾病リスクを低減するため、胚を利用した優良種畜等の産子生産が望ましいが、生産現場ではその技術が確立されていないことから、生産現場でも利用可能な豚胚のガラス化保存技術等を活用した胚移植技術等の開発に取り組む。 (以下略)	ウ 豚の胚移植技術の開発 豚の改良を効率的に進める上で有効な疾病リスクを低減した優良種豚等の産子生産を実現するため、生産現場でも利用可能な豚胚のガラス化保存技術等を活用した胚移植技術等の確立に向けて、次の取組を行う。	ウ 豚の胚移植技術の開発	指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	＜主要な業務実績＞ △ガラス化胚の融解方法の調査・検討 2/2(B) △非外科的移植器具の試作・調査 3/2(A)	＜評定と根拠＞ 「A」 満点：4 P (微項目 2 × 2 P) 合計：5 P 5 P / 4 P = 1.25
		(ア) ガラス化胚の融解方法の調査・検討 生産現場でも利用可能な豚胚のガラス化保存技術を開発し、当該技術の利用により豚を生産する。	(ア) ガラス化胚の融解方法の調査・検討 生産現場でも利用可能なように、顕微鏡を用いずに胚スティックから胚を遊離する手法を明らかにするため、豚ガラス化胚の融解条件を検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 豚ガラス化胚の移植が生産現場でも利用可能になるように、ガラス化技術により凍結保存した胚の融解条件を検討するため、45℃のウォーターバスで温めた融解液の入ったシリンジ内に直接、胚スティック☆を差し込む手法で融解し、胚スティックから遊離した胚の外科移植により、受胎率100%、分娩率66.7%の高い結果を得た。また、融解液が入ったシリンジを38℃で保温することにより融解液量や胚スティックの本数にかかわらず、液温の低下を1℃以内に抑えられることを明らかにした。	＜評定と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	(イ) 非外科的移植器具の試作・調査 融解後の胚の非外科的移植技術を開発し、当該技術により豚を生産する。	(イ) 非外科的移植器具の試作・調査 簡便かつ確実に豚胚の非外科的移植を行うための器具を試作し、挿入に適した材質・形状等を調査する。	(イ) 非外科的移植器具の試作・調査 簡便かつ確実に豚胚の非外科的移植を行うための器具を試作し、挿入に適した材質・形状等を調査する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 簡便かつ確実にガラス化保存豚胚の非外科的移植を行うことができるように、経産豚と比較して子宮頸管が狭く、従来の移植器具では挿入が困難な未経産豚にも利用可能な器具の開発を目的とした。塩化ビニル製外筒の内側に金属コイルを裏打ちし、このコイルに直接先端パーツを接着することにより従来の移植器具よりも細く、かつ適度な弾力性を付与した器具を試作し、この器具を用いて子宮体部への挿入試験を行い、その結果を基に器具の改良を行った。3回の改良により、未経産豚でも挿入及び移植操作が容易に行える実用レベルの器具を作製することができた。	＜評定と根拠＞ 「A」 根拠： ① 家畜改良センターで開発したMicro Volume Air Cooling (MVAC) 法でガラス化保存した豚胚は、外科的移植において高い受胎率が得られようになったことから、開腹手術が実施できる機関へ優良種豚生産のためにガラス化保存胚の供給を開始した。しかし、開腹手術が可能な機関は限定されるため、生産現場で胚移植を行うためには、開腹手術を伴わない非外科的移植によるガラス化保存胚の移植が必須となる。そのため、子宮深部胚移植用のカテーテルを用いたガラス化保存胚の非外科的移植が試みられているが、移植器具の子宮頸管及び子宮深部への挿入が難しいことから、受胎豚は分娩経験により子宮頸管の

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
						狭窄が少ない経産豚に限られ、また受胎成績も改善が必要なレベルにあるといった課題が残されていた。 ② 27年度までの試験で子宮の浅部である子宮体部に熟練術者が胚を非外科的移植することにより、子豚が得られることを実証した。そこで、MVAC法でガラス化保存した豚胚を、経産豚と比較して頸管が狭く、従来の移植器具では挿入が困難な未経産豚にも容易かつ確実に非外科的移植を行える子宮体部移植用器具の開発に取り組んだ。 ③ 28年度は塩化ビニル製外筒の内側に金属コイルを裏打ちし、このコイルに直接先端パーツを接着することにより従来の移植器具よりも細く、かつ適度な弾力性を付与した器具を試作し、この器具を用いて挿入試験を行い、その結果に基づき改良を行った。 3回の改良及び挿入試験により、5頭中4頭の未経産豚に平均10分以内での挿入が可能であった。このことから、未経産豚でも挿入及び移植操作が容易に行える実用レベルの器具が作製できた。
	エ 黒毛和種における短期肥育技術等の開発 家畜改良増殖目標に掲げる肉用牛の肥育期間の短縮や飼料利用性の向上の実現に資するため、肉用牛生産の飼養管理技術の高度化等により、早期に十分な体重に達し、現状と同程度の脂肪交雑が入る黒毛和種における短期肥育技術等の開発に取り組むとともに、当該技術の普及を図るため、次の取組を行う。	エ 黒毛和種における短期肥育技術等の開発 早期に十分な体重に達し、現状と同程度の脂肪交雑が入る黒毛和種における短期肥育技術等の開発に取り組むとともに、当該技術の普及を図るため、次の取組を行う。	エ 黒毛和種における短期肥育技術等の開発	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	△短期肥育技術の開発 2/2(B) △子牛の早期離乳プログラムの開発 2/2(B) △短期肥育による牛肉の生産コスト低減の実証 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6P（微項目3×2P） 合計：6P 6P/6P＝1.0（10/10）
		（ア）短期肥育技術の開発 短期肥育に向けた飼養技術の改善を行い、平成32年度末までに出荷月齢24～26か月齢において、枝肉重量を概ね480kg以上とする短期肥育技術を開発する。また、肉質の特性評価を行い、消費者や食肉流通業者の短期肥育に対する理解醸成のための情報提供を行う。	（ア）短期肥育技術の開発 短期肥育技術を開発するため、肥育調査牛を確保するとともに、哺育期の飼料給与量を検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 短期肥育技術を開発するため、肥育調査牛を確保するとともに、哺育期の飼料給与量と発育状況について取りまとめるなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		（イ）子牛の早期離乳プログラムの開発 1年1産の実現に向けた子牛の飼養技術の改善を行い、平成32年度末までに8か月齢時の体重を概ね270kg以上とする子牛の早期離乳プログラムを開発する。	（イ）子牛の早期離乳プログラムの開発 子牛の早期離乳プログラムを開発するため、調査牛を確保するとともに、哺乳期における代用乳の飼料成分（C P及びT D N）と給与量を検討する。また、育成期における飼料成分（C P及びT D N）と給与量も検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 子牛の早期離乳プログラムを開発するため、調査牛を確保するとともに、哺乳期及び育成期における代用乳等の飼料成分（C P及びT D N）、給与量及び発育状況を取りまとめた。また、供試牛の平均体重は、目標とした8か月齢時270kg以上となった。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		(ウ) 短期肥育による牛肉の生産コスト低減の実証 出荷月齢24～26か月齢とした場合の肥育期間の短縮による牛肉の生産コストを調査し、一般的な肥育方法に比べて生産費が低減されることを実証する。	(ウ) 短期肥育による牛肉の生産コスト低減の実証 肥育期間短縮による牛肉の生産コストを調査するため、有識者から生産現場の課題等について意見を聴取し、肥育試験の評価調査項目について検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 肥育期間短縮による牛肉の生産コストを調査するため、都道府県、試験研究機関、大学等の有識者からの意見を聴取し、肥育試験の評価調査項目を検討し、決定した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	オ 放射性セシウム低減技術等の開発 東京電力福島第一原子力発電所事故により影響を受けた被災地の畜産の復興を支援するため、大学等の関係機関と連携を図りつつ、放射性セシウムの低減技術等の開発に取り組む。その際、飼養実態に即した清浄な飼料による「飼い直し」期間の設定や放射性セシウムを吸収しにくい牧草の調査に取り組む。 (以下略)	オ 放射性セシウム低減技術等の開発 東京電力福島第一原子力発電所事故により影響を受けた被災地の畜産の復興を支援するため、次の取組を行う。	オ 放射性セシウム低減技術等の開発	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	△放射性セシウムの移行・吸収調査 2/2(B) △放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索・調査 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P（微項目2×2P） 合計：4P 4P / 4P = 1.0（10/10）
		(ア) 放射性セシウムの移行・吸収調査 牧草から家畜（肉用牛）への放射性セシウムの移行・吸収動態を調査し、牛生体内の放射性セシウムの減衰期間に基づき、適切な「飼い直し」期間を設定する。	(ア) 放射性セシウムの移行・吸収調査 放射性セシウムに汚染された飼料の給与による放射性セシウムの移行・吸収動態を調査するとともに、清浄飼料の給与による牛生体内の放射性セシウムの減衰期間を検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 放射性セシウムに汚染された飼料の給与による放射性セシウムの移行・吸収動態を調査するため、除染後の放牧地への放牧及び除染後の採草地から収穫された乾牧草を給与した後、清浄飼料による飼直しを行い、生体内の放射性セシウムの減衰状況について調査し減衰期間を検討した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		(イ) 放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索・調査 福島県において栽培可能な牧草を栽培し、放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索やその特性の調査に取り組む。	(イ) 放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索・調査 小規模の実験ほ場を利用し、福島県において栽培可能な放射性セシウムを吸収しにくい草種を探索する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 小規模の実験ほ場を利用し、福島県において栽培可能な放射性セシウムを吸収しにくい草種を探索するため、15品種の調査ほ場を設置した。また、29年度からのほ場での調査に向けて、ポットによる予備調査を実施し、草種ではトールフェスク、メドウフェスク、品種ではウシブエ、はるさかえ、アキアオバ3で放射性セシウム吸収割合の低い傾向を確認するなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	(2) 講習・指導 講習・指導について、研究機関等で開発された技術を生産現場に普及するため、国、都道府県、団体等からの依頼に基づき実施する中央畜産技術研修会、個別研修、研修会、個別研修、海外技術協力等の研修について、可能な限り実施するものとする。なお、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるものとする。 (以下略)	(2) 講習・指導 研究機関等で開発された技術を生産現場に普及するため、国、都道府県、団体等からの依頼に基づき実施する中央畜産技術研修会、個別研修、海外技術協力等の研修について可能な限り実施する。なお、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるとともに、受講者が理解し易いよう講師の選定やカリキュラムを工夫することなどにより、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。 (以下略)	(2) 講習・指導 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	□中央畜産技術研修会の開催 2/2(B) □個別研修等の実施 2/2(B) □海外技術協力の実施 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6P（細項目3×2P） 合計：6P 6P / 6P = 1.0（10/10）

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			ア 中央畜産技術研修会の開催 農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき中央畜産技術研修会を開催する。 なお、研修内容に関するアンケート調査を実施し、農林水産省との連携を図り、研修内容の充実に努めるとともに、受講者が理解しやすい講師の選定やカリキュラムを工夫することなどにより、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。	指標＝研修内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき中央畜産技術研修会を20回開催し、607名が受講した。 なお、研修内容に関するアンケート調査の結果は、農林水産省で実施される中央畜産技術研修会推進会議で検討し、理解度の低い講座の講師や講座の順番を理 解しやすいように変更するなど改善を行った結果、理解度について、受講者（聴講生を除く）560名のうち449名（80%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき中央畜産技術研修会を20講座開催し、607名が受講した。 ② 研修内容に関するアンケート調査の結果は、農林水産省で実施される中央畜産技術研修会推進会議で検討し、理解度の低い講座の講師や講義の順番を理解しやすいように変更するなど改善を行った結果、理解度について、受講者（聴講生を除く）560名のうち449名（80%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。
			イ 個別研修等の実施 都道府県、団体等からの依頼に基づく個別研修等の研修について、可能な限り実施する。 なお、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるとともに、受講者が理解しやすい講師の選定やカリキュラムを工夫することなどにより、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。	指標＝研修内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 都道府県、団体等からの依頼に基づく個別研修について、本所のほか8牧場・支場において実施した。 なお、研修の初日に研修生の技術水準を確認し、各々に応じた研修内容とした結果、研修後の理解度調査において、研修生108名のうち106名（98%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。 このほか、団体等が開催する研修に研修施設の提供等を行い、本所のほか4牧場において実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① センターが都道府県、団体等の依頼に基づいて研修内容の設定等を行い開催する個別研修について、インターネット等を通じて関係者への周知を図り、本所及び8牧場・支場において、45機関等から依頼のあった108名を対象に実施した。なお、研修の初日に研修生の技術水準を確認し、講師を努めるセンター職員が各々に応じた研修内容とした結果、研修後の理解度調査において、研修生108名のうち106名（98%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答した。 ② このほか、団体等が研修内容の設定等を行い開催する研修について、本所及び4牧場において研修施設の提供等を行い、17機関849名を受け入れて実施した。
			ウ 海外技術協力の実施 団体等からの依頼に基づく海外技術協力の研修等について、可能な限り実施する。 研修の内容については依頼先からの要請に基づき対応し実施する。 なお、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるとともに、受講者が理解しやすい講師の選定やカリキュラムを工夫することなどにより、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。	指標＝研修内容の理解度 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 団体等からの依頼に基づく海外技術協力の研修を実施し、65名を受け入れた。 なお、研修の内容は、依頼先からの要請に基づき対応するとともに、事前に収集した研修員の情報や中間報告会での研修員の理解に応じカリキュラムを工夫した結果、理解度について滞在型の参加者全員が「よく理解」と回答した。 また、団体等からの依頼に基づき、各種技術指導及び調査のため、3名の職員を専門家及び調査員として海外に派遣した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 本所にて、（独）国際協力機構からの依頼に基づき、海外からの集団コースとして10名（インドネシア4名、ナイジェリア5名、ベトナム1名）を受け入れた。 ② 本所にて、筑波大学からの依頼に基づき、メキシコから3名を受け入れた。 ③ 十勝牧場にて、（公社）畜産技術協会等からの依頼に基づき、5コース52名（カンボジアほか22か国）を受け入れた。 ④ 受入に当たっては、依頼先からの要請に基づいたカリキュラムを作成し、センターの人材、施設、家畜を活用して効果的な研修を実施した。 ⑤ 事前に収集した研修員の情報や中間報告会での研修員の理解に応じカリキュラムを工

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
						夫した結果、理解度について滞在型の参加者全員が「よく理解」と回答した。 ⑥ また、（独）国際協力機構等からの依頼に基づき、各種技術指導及び調査のため、3名の職員を専門家及び調査員としてパキスタン国、キルギス国及びタイ王国に派遣した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	6 家畜改良増殖法等に基づく検査 家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等について、事務実施機関として中・公正な立場にあるセンターが、その有する家畜の改良増殖、飼料作物種苗の生産等に関する技術・知見・人材を活用し、これら検査等を的確に実施し、法の適切な執行に貢献する。	6 家畜改良増殖法等に基づく検査 (以下略)	6 家畜改良増殖法等に基づく検査 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」（満点）に対する「各小項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	◇家畜改良増殖法に基づく立入検査等 2/2(B) ◇種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査 2/2(B) ◇カルタヘナ法に基づく立入検査等 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6 P（小項目 3×2 P） 合計：6 P 6 P / 6 P = 1.0 (10/10)
	(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等 家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入、質問、検査及び収去を的確に実施する。 (以下略)	(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等 家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入、質問、検査及び収去が的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね20名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。 (以下略)	(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	□立入検査等の実施 (一) □検査員の確保 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：2 P（細項目 1×2 P） 合計：2 P 2 P / 2 P = 1.0 (10/10)
			ア 立入検査等の実施 家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入、質問、検査及び収去を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 家畜改良増殖法第35条の2第2項の農林水産大臣の指示はなかった。	<評定と根拠> 「－」 根拠： 農林水産大臣からの指示がなかったため評価は行わない。
			イ 検査員の確保 農林水産大臣の指示に従い、立入、質問、検査及び収去を的確に実施するため、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね20名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を1回以上実施する。	指標＝種畜検査員の確保 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 農林水産大臣の指示に従い、立入、質問、検査及び収去を的確に実施するため、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を23名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を1回実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員について、異動により2名減となったため、各場に少なくとも1名確保できるよう、技術、見識及び経験に優れた種畜検査員5名を新たに指定した。その結果、平成28年度末現在で23名となった。 ② 立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員のうち、新たに確保した職員のうち3名及び既に確保されていた職員のうち17名を対象とし、立入検査に関する講習を1回実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査 種苗法第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施する。 (以下略)	(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査 種苗法第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施できるよう、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。 (以下略)	(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	□指定種苗の集取及び検査の実施 2/2(B) □検査員の確保 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(細項目2×2P) 合計：4P 4P/4P＝1.0(10/10)
			ア 指定種苗の集取及び検査の実施 種苗法第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 種苗法第63条第2項の農林水産大臣の指示に従い、63業者1,092名の指定種苗の集取及び検査を実施するとともに、同条第3項に基づき農林水産大臣に報告した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			イ 検査員の確保 農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施するため、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を1回以上実施する。	指標＝検査員の確保数 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施するため、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を13名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を1回実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施するため、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を新たに2名任命した。また、異動により2名免じることとなり平成28年度末現在の検査員は13名となった。 ② 指定種苗の集取及び検査に必要とされる法令知識及び実務における留意点に関し、講習を1回実施した。
	(3) カルタヘナ法に基づく立入検査等 カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。 (以下略)	(3) カルタヘナ法に基づく立入検査等 カルタヘナ法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。 (以下略)	(3) カルタヘナ法に基づく立入検査等 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点 C：満点×5/10≦合計点 D：合計点≦満点×5/10	□立入検査等の実施 (一) □検査員の確保 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：2P(細項目1×2P) 合計：2P 2P/2P＝1.0(10/10)
			ア 立入検査等の実施 カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> カルタヘナ法第32条第2項の農林水産大臣の指示はなかった。	<評定と根拠> 「一」 根拠： 農林水産大臣からの指示がなかったため評価は行わない。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			イ 検査員の確保 農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を1回以上実施する。	指標＝立入検査員の確保数 S：計画の120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められる A：計画の120%以上 B：計画の100%以上、120%未満 C：計画の80%以上、100%未満 D：計画の80%未満、又は業務運営の改善等必要な措置が必要と認められる	<主要な業務実績> 農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を12名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を1回実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ① 立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を異動により1名免じることとなり、平成28年度末現在の検査員は12名となった。 ② 立入検査等の実施に必要なとされる法令知識及び実務における留意点に関し、講習を1回実施した。
	7 牛トレーサビリティ法に基づく事務等 牛トレーサビリティ法に規定する牛の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に係る事務等について、事務実施機関として中立・公正な立場にあるセンターが、その有する関連技術・知見・人材を活用し、これら事務等を的確に実施し、法の適正な執行に貢献する。その際、牛個体識別台帳に記録・保存している情報は重要な情報であり、かつ、個人情報を含むことから、情報セキュリティ対策を一層強化しながら適切に実施する。	7 牛トレーサビリティ法に基づく事務等 牛トレーサビリティ法に規定する牛の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に係る事務等について、情報セキュリティ対策を一層強化しながら適切に実施する。	7 牛トレーサビリティ法に基づく事務等 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10≤合計点 B：満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D：合計点≤満点×5/10	◇牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 2/2(B) ◇利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施 2/2(B) ◇家畜伝染性疾患の発生等に伴う緊急検索への対応 2/2(B) ◇牛個体識別に関するデータの活用推進 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：8P(小項目4×2P) 合計：8P 8P/8P＝1.0(10/10)
	(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 牛トレーサビリティ法第20条及び同法施行令(平成15年政令第300号)第5条規定に基づき、牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する農林水産大臣からの委任事務を的確に実施する。 (以下略)	(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 牛トレーサビリティ法第20条及び同法施行令(平成15年政令第300号)第5条の規定に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成、記録及び保存、牛個体識別台帳の記録の修正・取消、牛個体識別台帳に記録された事項の公表、届出の受理及び個体識別番号の決定・通知に関する事務を的確に実施する。 (以下略)	(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10≤合計点 B：満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D：合計点≤満点×5/10	□牛個体識別台帳の記録、保存等 2/2(B) □牛個体識別台帳記録の修正・取消 2/2(B) □牛個体識別台帳に記録された事項の公表 2/2(B) □牛個体識別台帳に係る届出の受理、確認等 2/2(B) □個体識別番号の決定及び通知 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：10P(細項目5×2P) 合計：10P 10P/10P＝1.0(10/10)
			ア 牛個体識別台帳の記録、保存等 牛の管理者等からの届出を、牛個体識別台帳に記載し、保存に関する事務を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 牛トレーサビリティ法に基づき、牛の管理者等からの届出を受理し、その届出内容の誤記入等をチェックして、約1,045万件の情報を作成された牛個体識別台帳に記録した。 また、28年度に死亡又はとさつを記録した約125万頭の牛に係る情報を磁気ディスクに保存した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			イ 牛個体識別台帳記録の修正・取消 法第5条第2項の規定に基づく申出及び農林水産大臣からの職権の通知を受け、記録の修正・取消に関する事務を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため、牛の管理者等からの法第5条第2項の規定に基づく申出(記録の修正請求)の受理及び農林水産大臣からの職権通知を受け、牛個体識別台帳の記録の修正・取消を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			ウ 牛個体識別台帳に記録された事項の公表法に基づく公表事項について、記録後速やかにインターネットを用いて公表する事務を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 牛個体識別台帳に記録した事項のうち、法第6条に基づく公表事項について、記録後速やかにインターネットを用いて公表した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			エ 牛個体識別台帳に係る届出の受理、確認等法に基づく届出を受理し、届出内容のチェックを行い、エラー情報を牛の管理者等に提供する事務を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 牛の管理者等から約1,073万件の届出を受理し、その内容の誤記入等のチェックを行い、牛の管理者等へのエラー情報（牛個体識別台帳に記録できなかった届出に関する情報）を提供した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			オ 個体識別番号の決定及び通知 出生又は輸入の届出のあった牛について、個体識別番号を決定し、牛の管理者等に通知する事務を的確に実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 牛の管理者等からの届出により牛個体識別台帳に記録した約127万頭の出生牛又は輸入牛について、自動システムにより個体識別番号を決定するとともに、届出を行った牛の管理者等に対し、個体識別番号の通知を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施 牛個体識別システムの利用者の利便性を高めるため、生産者、流通業者等のニーズ等を把握し、計画的に調査やシステムの開発・改修等を行う。また、システムの開発・改修等に当たっては、特に情報セキュリティ対策を一層強化するものとする。 (以下略)	(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施	(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施 (以下略)	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	□ ニーズ調査等の実施 2/2(B) □ 開発・改修等の計画的な実施 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P（細項目2×2P） 合計：4P 4P/4P＝1.0 (10/10)
		牛個体識別システムの利用者の利便性を高めるため、システムの開発・改修等について、生産者、流通業者等のニーズ等を踏まえた中長期的な計画を新たに策定し、計画的に実施する。なお、利便性向上に向けたニーズ調査を毎年度、実施する。また、システムの開発・改修等に当たっては、情報セキュリティ対策を一層強化する。 (以下略)	ア ニーズ調査等の実施 生産者、流通業者等に対し、アンケート調査や聞き取り調査等を実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 新たに開発する情報提供システムについて利用する団体と意見交換を行い、必要な情報に関する要望の聞き取り調査を実施し、システム開発の参考とした。 また、アクセス解析ツールによる牛の個体識別情報検索サービスホームページの利用状況調査結果を参考にして、質問事項を検討し、生産者、流通業者等に対しアンケート調査を実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			イ 開発・改修等の計画的な実施 利用者の利便性を高めるため、ニーズ等を踏まえた新たな中長期的な計画を作成し、対応できるものから開発・改修等を行う。なお、実施にあたっては、情報セキュリティ対策を一層強化する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 利用者の利便性を高めるため、ニーズ等を踏まえた開発・改修の5か年計画を作成した。 また、牛の個体識別情報検索サービスのホームページを刷新するとともに、情報提供システムの開発を行った。なお、情報提供システムについては、情報セキュリティ強化対策としてWebアプリ化を基本とした開発を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	(3) 家畜伝染性疾病的発生等に伴う緊急検索への対応 家畜伝染性疾病的発生時等において、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存されている情報に関する緊急検索等の依頼を受けた場合、速やかな実施に努め、国内での家畜防疫のための措置等の適切な実施を支援する。	(3) 家畜伝染性疾病的発生等に伴う緊急検索への対応 国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病的発生時等において、農林水産省からの緊急検索等の依頼を受けてから、牛個体識別台帳に記録・保存された膨大なデータから必要な情報を抽出し、速やかに農林水産省へ提供するため、検査要員の確保や机上演習を行うことで緊急検索体制を維持し、国内での家畜防疫のための措置等の適切な実施を支援する。	(3) 家畜伝染性疾病的発生等に伴う緊急検索への対応 国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病的発生時等において、農林水産省からの緊急検索依頼に対し速やかに必要な情報の抽出、提供を行うため、検査要員の確保や机上演習を行い緊急検索体制を維持する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病的発生時等において、農林水産省からの緊急検索の依頼に速やかに対応するため、緊急検索に係る連絡体制を農林水産省と共有するとともに、検査要員の確保や緊急検索の机上演習を行った。また、検索作業の迅速化等を図るため、職員がシステム研修を受講した。 なお、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故への対応の一環として、農林水産省からの検索依頼を受け、原発周辺市町村の繁養牛情報を報告した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	(4) 牛個体識別に関するデータの活用推進 家畜個体識別事業を推進するとともに、各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの層の有効活用に向けた取組を行う。	(4) 牛個体識別に関するデータの活用推進 家畜個体識別事業を推進するとともに、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの層の有効活用を推進するため、国、生産者団体、流通業者等を交えた検討会を毎年度、開催する。	(4) 牛個体識別に関するデータの活用推進 家畜個体識別事業を推進するとともに、利用者の要望に応じたデータ提供を行うこととし、データの層の有効活用に向けた検討会を開催する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を図るため、家畜個体識別事業に係る広報活動や利用者の要望に応じたデータ提供を380件行った。 また、データの層の有効活用に向けた検討会を開催した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	8 その他センターの人材・資源を活用した外部支援 国内における食料の安定供給の確保等を図るためには、畜産の振興とそのための生産基盤の強化が重要である。このため、国内の関係機関等が連携し、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等を通じて畜産の振興及び生産基盤の強化に取り組むことが必要である。特に、国内において家畜伝染性疾病的や自然災害が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に取り組むことが重要である。このため、センターは、これら災害が発生した場合等において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、保有する技術・人材等を活用し、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援・協力をを行うものとする。	8 その他センターの人材・資源を活用した外部支援 国内において家畜伝染性疾病的や自然災害が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に取り組むことが重要である。このため、センターは、これら災害が発生した場合等において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、保有する技術・人材等を活用し、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援・協力をを行う。	8 その他センターの人材・資源を活用した外部支援 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」（満点）に対する「各小項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	◇緊急時における支援 3/2(B) ◇災害時からの復興の支援 3/2(B) ◇作業の委託等 2/2(B)	<評定と根拠> 「A」 満点：6P（小項目3×2P） 合計：8P 8P/6P＝1.333
	(1) 緊急時における支援 国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病的や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には積極的に支援を行う。	(1) 緊急時における支援 国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病的や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、積極的に支援を行う。	(1) 緊急時における支援 国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病的や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 新潟県、北海道、宮崎県及び千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生の際、農林水産省からの防疫対応作業への緊急要請を受け、重機の取扱いに熟練した者を含む延べ73名を派遣するとともに、熊本県における地震並びに北海道及び岩手県における台風等発生の際、農林水産省等からの緊急要請を受け、家畜の飼養管理、現地被害状況調査、公共牧場からの退牧作業等の対応に、家畜の飼養等に熟練した者を含む延べ47名を派遣した。 また、これらの支援に備え、各牧場等から速やかな職員の派遣が可能となるよう連絡体制を整備するとともに、机上演習の実施によりその体制の確認を行った。	<評定と根拠> 「A」 根拠： ① 平成28年11月～平成29年3月にかけての新潟県、北海道、宮崎県及び千葉県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対する農林水産省からの防疫対応作業への緊急要請に対応し、速やかに体制を整備し、重機の取扱いに熟練した者を含む延べ73名を現地に派遣し対応を行った。 ② 平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本県からの飼養管理に係る人的支援の緊急要請に対応し、熊本牧場から家畜の飼養管理に熟練した者延べ6名を現地に派遣し対応を行った。 ③ 平成28年8月に発生した台風10号等では、農林水産省からの現地被害状況調査への緊急要請や北海道からの公共牧場からの退

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
						牧作業等への緊急要請に対応し、家畜の取扱いに熟練した者を含め、十勝牧場から延べ36名、岩手牧場から延べ5名の計41名を現地に派遣し対応を行った。
	(2) 災害等からの復興の支援 自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省、都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合、積極的に対応する。	(2) 災害等からの復興の支援 自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省、都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、積極的に対応する。	(2) 災害時からの復興の支援 自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省、都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に対応する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 熊本県における地震及び岩手県における台風等発生の際、熊本県及び岩手県からの要請を受け、緊急的に確保が困難な粗飼料を137トン提供するとともに、農林水産省からの指示を受け畜産経営支援協議会が整備しセンターで保管している防疫資材を提供するなど、積極的に対応した。	<評定と根拠> 「A」 根拠： ① 平成28年4月の熊本県における地震発生の際、熊本県からの要請を受け、緊急的に確保が困難な粗飼料を100トン提供した。また、農林水産省からの指示を受け畜産経営支援協議会が整備しセンターで保管していた防疫資材（消毒タンク2台）を提供した。 ② 平成28年8月の岩手県における台風10号等発生の際、岩手県からの要請を受け、緊急的に確保が困難な粗飼料を37トン提供するとともに、農家情報（農家別けい養牛の個体識別番号等）を提供した。また、農林水産省からの指示を受け畜産経営支援協議会が整備しセンターで保管していた防疫資材（発電機、頭絡等）を提供した。 ③ 平成28年12月の北海道における高病原性鳥インフルエンザ発生の際、農林水産省からの指示を受け畜産経営支援協議会が整備しセンターで保管していた防疫資材（発電機、投光器等）を提供した。
	(3) 作業の受託等 都道府県、大学、民間等から、種畜の管理に係る作業や育種資源の保存、調査、検査等について協力依頼があり、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等に資する場合には、センターにおける防疫措置等を考慮した上で、積極的に協力することとする。	(3) 作業の受託等 都道府県、大学、民間等から、種畜の管理に係る作業や育種資源の保存、調査、検査等について、その計画的な実施について協力依頼があり、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等に資する場合には、センターにおける防疫措置等を考慮した上で、積極的に協力する。	(3) 作業の受託等 都道府県、大学、民間等から、種畜の管理に係る作業や育種資源の保存、調査、検査等について、その計画的な実施について協力依頼があり、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等に資する場合には、センターにおける防疫措置等を考慮した上で、積極的に協力する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 都道府県、関係団体、大学及び民間機関等から協力依頼のあった全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等に資する家畜の伝染性疾病や育種改良に関する材料提供、調査の計画的な実施等について、センターにおける防疫措置等を考慮した上で87件に協力した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第4 業務運営の効率化に関する事項 (以下略)	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (以下略)	第2 業務運営の効率化 (以下略)	指標＝「中項目の項目数×2」(満点)に対する「各中項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	<主要な業務実績> ○一般管理費等の削減 2/2(B) ○調達の合理化 2/2(B) ○業務運営の改善 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6P(中項目3×2P) 合計：6P 6P/6P＝1.0(10/10)
	1 業務の効率化と経費の節減 (1) 一般管理費等の削減 運営費交付金で行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、消費税率引き上げに伴う増加分を除き、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費については毎年度、平均で少なくとも対前年度比1%抑制することを目標とする。	1 一般管理費等の削減 運営費交付金で行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、消費税率引き上げに伴う増加分を除き、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費については、毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制を図る。	1 一般管理費等の削減 運営費交付金で行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費については、毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制を図る。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については、対前年度比10.7%抑制するとともに、業務経費についても対前年度比4.2%抑制するなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	(2) 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度、策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	2 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施するとともに、同計画において定めた重点的に取り組む分野、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。併せて、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証又は一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとし、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。	2 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施するとともに、同計画において定めた重点的に取り組む分野、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。併せて、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証又は一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとし、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 調達等合理化計画を策定・公表し、同計画において定めた重点的に取り組む分野、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施した。また、年2回開催する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証又は一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表した。 さらに、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を行うなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	(3) 業務運営の改善 業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のＩＣＴ化・オープン化、行政改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務改革及び職員間のコミュニケーションの活発化等オフィス改革による労働生産性の向上に取り組む。 (以下略)	3 業務運営の改善 業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のＩＣＴ化・オープン化、行政改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務改革及び職員間のコミュニケーションの活発化等オフィス改革による労働生産性の向上を図ることとし、次の取組を行う。	3 業務運営の改善 業務運営の改善を推進するため、オフィス改革による労働生産性の向上を図ることとし、次の取組を行う。	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	◇情報システム導入・更新時における業務の見直し 2/2(B) ◇ネット会議システムの活用による業務の効率化 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(小項目2×2P) 合計：4P 4P/4P=1.0(10/10)
		(1) 情報システム導入・更新時における業務の見直し 新たに情報システムを導入する場合及びセンターが所有する情報システムの更新を行う場合は、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化などについて業務の見直しを行う。	(1) 情報システム導入・更新時における業務の見直し 情報システムの導入・更新を行う場合には、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化などについて業務の見直しを行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> センターが保有するネットワークシステム、牛個体識別台帳電算システムの情報システムについて、それぞれの情報の管理等の観点から踏まえて、引き続き各担当部署において管理することとし、手続きの簡素化、業務処理の迅速化を踏まえた計画的な情報システムの導入・更新について検討し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		(2) ネット会議システムの活用による業務の効率化 ネット会議システム等を活用し、定期的に及び案件があるごとに、センター本所、牧場及び支場間のネット会議等を実施することにより、業務の効率化を図る。	(2) ネット会議システムの活用による業務の効率化 業務の効率化を図るため、ネット会議システムを活用するとともに、実施結果を踏まえてネット会議の活用方法を検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 定期的な部長会議、本所と各牧場・支場との業務打合せの開催にあたり、平成28年度から導入したテレビ会議システムの活用を始めたところ、センター全体としての双方向の情報共有、迅速な会議設定や出張を不要とするなど、センター業務の効率化に有効であることが明らかとなり、同システムの活用について広く呼びかけ、その結果、説明会、勉強会等を含め一年間で75回利用し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	第5 財務内容の改善に関する事項 1 収支の均衡 適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2 業務の効率化 「第4 業務の効率化に関する事項」及び1に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。 (以下略)	第4 予算、収支計画及び資金計画 (以下略)	第3 予算、収支計画及び資金計画 (以下略)	指標＝「中項目の項目数×2」(満点)に対する「中項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	○予算 2/2(B) ○収支計画 2/2(B) ○資金計画 2/2(B) ○収支の均衡 2/2(B) ○業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守 2/2(B) ○自己収入の確保 2/2(B) ○保有資産の処分 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：10P (中項目5×2P) 合計：10P 10P/10P=1.0(10/10)
		1 予算 2 収支計画 3 資金計画	1 予算 2 収支計画 3 資金計画	<主な定量的指標> A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 一定の事業等のまとまりを単位とした予算、収支計画及び資金計画を作成することにより、事務事業と予算の見積もりとの対応関係を明確にした。また、予算を超える諸収入については、災害支援、トラクターの更新整備などの法人業務の効率化を加速化させるための経費及び老朽化の著しい畜舎の改修、更なる情報セキュリティの強化などの業務基盤の充実や法人基盤の強化を図るための事務事業に充当した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		4 収支の均衡 適切で効率的な業務運営を行い、業務の進捗と予算の執行状況を勘案しつつ業務運営予算の割当に反映させる、収入の太宗を占める運営費交付金については着実に収益化する、市場価格の影響を強く受け著しい変動が見込まれる自己収入についてはこれを優先的に活用して収入予算の欠損リスクの防止に努めるなどにより収支の均衡を図る。	4 収支の均衡 適切で効率的な業務運営を行い、業務の進捗と予算の執行状況を勘案しつつ業務運営予算を適切な割当に反映させる、収入の太宗を占める運営費交付金については着実に収益化する、市場価格の影響を強く受け著しい変動が見込まれる自己収入についてはこれを優先的に活用して収入予算の欠損リスクの防止に努めるなどにより収支の均衡を図る。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 収益化単位の設定、財源別予算の配布、自己収入の確保状況の把握及び業務の進捗と予算の執行状況を勘案した予算配分の実施により、予算の執行が適切に行える体制を構築した。また、運営費交付金の収益化を適切な金額とするため、退職時期の変更等から次年度以降に執行が見込まれる運営費交付金債務を繰り越す決定を第3四半期末に行った。なお、自己収入予算を超える収入については、災害支援や業務の効率化を加速化させるための経費及び老朽化の著しい畜舎の改修等業務基盤の充実や法人基盤の強化の実施を図るための事務事業に充当した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		5 業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び4に定める事項を踏まえ、運営費交付金で行う事業の効率化と収支の均衡を勘案した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、業務達成基準における収益化単位の業務を適切に設定するとともに、これらの業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。	5 業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、業務達成基準における収益化単位の業務を適切に設定するとともに、これらの業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 監査法人の意見を踏まえ、一定の事業等のまとまりを畜種や事業内容により細分化した19の単位を業務達成基準の適用を受ける収益化単位とするともに、この単位ごとに予算と実績を管理する体制とした。 また、平成28年度の財務諸表の開示に合わせて、セグメント情報を開示できるように、適切に会計処理を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	3 自己収入の確保 事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努める。 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適切な対応を行う。 また、家畜の改良増殖に係る精液、受精卵等の配布価格及び飼料作物種子の配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響に留意しつつ、民間市場価格や生産コストを考慮した適切な価格とする。その際、生産コストについては、費目別に把握するよう努めるとともに、飼料生産等業務の外部化の推進、当該生産コストと実際の配布価格の差異分析等を通じて更なるコスト縮減に努めるものとする。	6 自己収入の確保 (以下略)	6 自己収入の確保 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	<主要な業務実績> □自己収入の確保 2/2(B) □適切な配布価格の設定 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(小項目2×2P) 合計：4P 4P/4P=1.0 (10/10)

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(1) 自己収入の確保 事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月25日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、中期目標の方向に則して、中期目標に定められた事業を確実に実施するとともに、情報セキュリティの強化、優秀な人材の確保等、センターの体質強化につながるよう、適切な対応を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 自己収入については、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により、対前年比15.1百万円の増の2,168百万円となり、予算との比較では720百万円の増となった。なお、昨年度を大幅に上回る諸収入が確保できるとは判断しなかった。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(2) 適切な配布価格の設定 家畜の改良増殖に係る精液、受精卵等の配布価格及び飼料作物種子の配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響に留意しつつ、民間市場価格や生産コストを考慮した適切な価格とする。その際、生産コストについては、人件費、資材費、消耗品費等の費目別に把握するよう努めるとともに、「業務の外部化実施計画」における飼料生産等業務の外部化の一層の推進、当該生産コストと実際の配布価格の差異分析等を通じて更なるコスト縮減に努めるものとする。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 精液、受精卵及び飼料作物種子の配布価格については、畜産経営等及ぼす影響に留意し、民間市場価格や生産コストを考慮した価格に設定した。その際、精液、飼料作物種子の生産コストについては、人件費、資材費、消耗品費等の費目別に把握し、配布価格と生産コストの差異分析を行うとともに、「業務の外部化実施計画」における飼料生産等業務の外部化の一層の推進を図り、更なるコスト縮減に努めた。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	4 保有資産の処分 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	7 保有資産の処分 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、保有資産利用状況を調査して保有の必要性を不断に見直し、利用度の著しく低いものについては、有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み、保有の必要性等について検討を行い、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。	7 保有資産の処分 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、保有資産利用状況を調査して、保有の必要性を不断に見直し、利用度の著しく低いものについては、有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み、保有の必要性等について検討を行い、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。 また、保有資産の適正な管理及び有効活用を図るため、「固定資産の見える化」の更新を実施する。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施された。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 保有資産の有効活用を図るため、各牧場・支場から保有資産の利用状況の報告により確認し、不要財産と判断したものは除去処分するなど必要な措置を講じた。 なお、保有資産の適正な管理及び有効活用を図るため、写真による「固定資産の見える化」の整理を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		第5 短期借入金の限度額 10億円 ＜想定される理由＞ 運営費交付金の受け入れの遅滞	第4 短期借入金の限度額 運営交付金の受入れが遅滞することを想定して、短期借入金の限度額として10億円を計上した。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 短期借入金の借入はなかった。	＜評定と根拠＞ 「－」 根拠： ・短期借入金の借入はなかったため評価は行わない。
		第6 不要財産等の処分に関する計画 なし	第5 不要財産等の処分に関する計画 なし	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ なし	＜評定と根拠＞ 「－」 根拠： ・年度計画がないため評価は行わない。
		第7 重要な財産の譲渡等の計画 なし	第6 重要な財産の譲渡等の計画 なし	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ なし	＜評定と根拠＞ 「－」 根拠： ・年度計画がないため評価は行わない。
		第8 剰余金の使途 剰余金の使途は、業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための有種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の改修、草地の整備・更新及び事務処理ソフトの導入とする。	第7 剰余金の使途 剰余金の使途は、有種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の整備・改修、草地の整備・更新、情報セキュリティ関連システムの整備・改修、事務処理ソフトの導入等センター基盤の維持、強化を図るために必要な経費とする。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 平成28年度は剰余金の使途に充てる積立金はなかった。	＜評定と根拠＞ 「－」 根拠： ・剰余金の使途に充てる積立金はなかったため評価は行わない。
	第6 その他業務運営に関する重要事項 （以下略）	第9 その他業務運営に関する事項 （以下略）	第8 その他業務運営に関する事項 （以下略）	指標＝「中項目の項目数×2」（満点）に対する「各中項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	＜主要な業務実績＞ ○ガバナンスの強化 2/2(B) ○人材の確保・育成 2/2(B) ○情報公開等の推進 2/2(B) ○情報セキュリティ対策の強化 2/2(B) ○環境対策・安全管理の推進 2/2(B) ○施設・整備に関する計画 2/2(B) ○積立金の処分に関する事項 2/2(B)	＜評定と根拠＞ 「B」 満点：14P（中項目7×2P） 合計：14P 14P / 14P = 1.0(10/10)
	1 ガバナンスの強化 （以下略）	1 ガバナンスの強化 （以下略）	1 ガバナンスの強化 （以下略）	指標＝「小項目の項目数×2」（満点）に対する「各小項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	＜主要な業務実績＞ □内部統制システムの充実・強化 2/2(B) □コンプライアンスの推進 2/2(B)	＜評定と根拠＞ 「B」 満点：4P（小項目2×2P） 合計：4P 4P / 4P = 1.0(10/10)

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	(1) 内部統制システムの充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。 特に、第3中期目標期間内に生じた調査研究業務における不適正な経理処理 事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスク管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。 具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、以下の取組等を通じ内部統制システムの充実・強化を図るとともに、十分な情報共有の下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ的確な意思決定を行う。	(1) 内部統制システムの充実・強化 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	(1) 内部統制システムの充実・強化 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	□監事監査体制の強化 2/2(B) □役員会の開催等 2/2(B) □法令遵守に係る職員教育等の強化 2/2(B) □業務の進行管理 2/2(B) □リスク管理と迅速な対応 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：10P（細項目5×2P） 合計：10P 10P/10P＝1.0（10/10）
	ア 監事監査の実効性を担保するため、「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）を踏まえ、役員からの独立性を担保した形での監事の補助職員（以下「補助職員」という。）を設置する。	ア 監事監査体制の強化 監事監査の実効性を高め、監事監査業務を円滑に遂行するため、「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）を踏まえ、役員からの独立性を担保した形での監事の補助職員（以下「補助職員」という。）を平成28年度末までに2名設置する。	ア 監事監査体制の強化 監事監査の実効性を確保するための体制として、年度末までに監事の補助職員を2名配置する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 監事監査の実効性を確保するため、年度末までに監事の補助職員を2名任命・配置し、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	イ 業務運営に関する重要事項について定期的に役員会において審議・報告するなどにより、適切なガバナンスを確保する。また、ネット会議システム等の効率的な活用を図ること等により牧場・支場とのコミュニケーションの改善を図る。 （以下略）	イ 役員会の開催等 業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告するとともに、必要に応じて場長会議、業務検討会等を開催するなどにより、適切なガバナンスを確保する。また、ネット会議システム等を効率的に活用するなどにより、センター本所、牧場及び支場間のコミュニケーションの改善に取り組む。 （以下略）	イ 役員会の開催等	指標＝「微項目の項目数×2」（満点）に対する「各微項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	△定期的な役員会の開催 2/2(B) △場長会議、業務検討会等の開催 2/2(B) △ネット会議システムの活用等 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：6P（微項目3×2P） 合計：6P 6P/6P＝1.0（10/10）
			(ア) 定期的な役員会の開催 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 平成28年度は、6月、12月及び2月に役員会を開催し、業務運営に関する重要事項について審議・報告を行うなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(イ) 場長会議、業務検討会等の開催 適切なガバナンスを確保しつつ効率的・効果的な業務の推進を図るため、必要に応じて場長会議、業務検討会等を開催する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 適切なガバナンスを確保しつつ効率的・効果的な業務の推進を図るため、場長会議を開催し、業務の進捗状況や懸案事項への対応等について確認を行った。また、中期計画の達成に向けた業務に関する課題検討を行うため、業務検討会を開催し、外部有識者を交えて意見交換等を行った。業務検討会後、出された指摘・意見への具体的な対応策を検討し、対応策の取組状況等についてセンター内で共有した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(ウ) ネット会議システムの活用等 センター本所、牧場及び支場間のコミュニケーションを図るためにネット会議システムを活用するとともに、実施結果を踏まえてネット会議の活用方法を検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 定期的な部長会議、本所と各牧場・支場との業務打合せの開催にあたり、平成28年度から導入したテレビ会議システムの活用を始めたところ、センター全体としての双方向の情報共有、迅速な会議設定や出張を不要とするなど、センター業務の効率化に有効であることが明らかとなり、同システムの活用について広く呼びかけ、その結果、説明会、勉強会等を含め一年間で75回利用し、計画どおり実施した。(再掲)	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	ウ 法令遵守に係る職員教育等を強化するため、eラーニングシステムを導入することにより、効果的な研修を実施する。	ウ 法令遵守に係る職員教育等の強化 法令遵守に係る職員教育等を強化するため、平成28年度末までにeラーニングシステムを導入し、導入後は法令遵守に係る職員教育を毎年度、1回以上実施することにより、効率的・効果的な研修機会の拡充や、時宜を得た必要な学習が可能な体制とするなど、効果的な研修を実施する。	ウ 法令遵守に係る職員教育等の強化 法令遵守に係る職員教育等を強化するため、eラーニングシステムを導入、試行して職員教育の方法を検討する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 法令遵守に係る職員教育を強化するため、センターの業務や職員の身分に合わせた内容で学習できるようなセンター独自の教材を作成するとともに、eラーニングシステムを導入、試行して効果的な運用方法及び効果測定方法について検討し、平成28年9月にeラーニングシステムによる職員教育を開始して全職員が受講した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	エ 行動規範、中期計画・年度計画事業の着実な実施に係る方針や内部統制推進規程等について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。 (以下略)	エ 業務の進行管理 行動規範、中期計画・年度計画事業の着実な実施に係る方針や内部統制推進規程等について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。 また、四半期毎に業務の進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施し、必要に応じて措置を講じるなど、業務の進行管理を行う。 (以下略)	エ 業務の進行管理 (以下略)	指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	△内部統制に関する規程等の見直し 2/2(B) △業務進捗状況の四半期毎の取りまとめ等業務の進行管理 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(微項目2×2P) 合計：4P 4P/4P=1.0(10/10)
			(ア) 内部統制に関する規程等の見直し 行動規範、中期計画・年度計画事業の着実な実施に係る方針や内部統制推進規程等について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、内部統制推進規程を改正したほか、公益通報者保護規程、ハラスメント防止等規程等の制定及び研究活動の不正行為への対応に関する規程の全部改正を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(イ) 業務進捗状況の四半期毎の取りまとめ等業務の進行管理 業務の進捗状況について四半期毎に取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施し、必要に応じて措置を講じるなど、的確な業務の進行管理を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 新たな中期目標期間となり、理事長が全場に出向いて第4中期目標期間の業務について説明を行った。また、業務の進捗状況について四半期毎に取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施し、懸案事項への対応に係る指示を行い措置を講じるなど、的確な進行管理を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		オ リスク管理と迅速な対応 センターの業務の円滑な実施を阻害するリスクを把握・分析・評価し、リスク対応に関する計画を策定するとともに、危機発生時に迅速かつ的確な対応を図り、業務を円滑に行うための体制の構築を図る。 (以下略)	オ リスク管理と迅速な対応 (以下略)	指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	△リスク対応に関する計画の策定等 2/2(B) △緊急時における連絡網の整備等 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4 P (微項目 2×2 P) 合計：4 P 4 P / 4 P = 1.0 (10/10)
			(ア) リスク対応に関する計画の策定等 本所各部署や各牧場等からの報告を踏まえ、リスク管理対応規程に基づき、業務の円滑な実施を阻害するリスクを把握・分析・評価し、リスク対応に関する計画を策定する。また、必要に応じ、同計画の見直しを行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> リスク管理対応規程に基づき、センターにとって重大なリスク内容を取りまとめたセンター全体のリスク管理対応計画を新たに策定するとともに、業務フロー図を新たに策定した。 また、本所各部署及び各場の既存のリスク管理対応計画について、11月と3月に一部見直しを行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(イ) 緊急時における連絡網の整備等 危機発生時に迅速かつ的確な対応を図り、業務を円滑に行うため、緊急時における連絡網の整備を行うなど体制の構築を図る。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 危機発生時に迅速かつ的確な対応を図り、業務を円滑に行うため、緊急時における連絡網を整備し、更新を行うなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		(2)コンプライアンスの推進 (以下略)	(2) コンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進のため、内部統制監視委員会を半期に1回開催し、審議結果を踏まえた指示及び情報等の周知徹底を行うとともに、意識向上のための職員調査を実施する。また、業務運営の横断的な点検を行うため、監事又は監事の補助職員による内部監査を2年で一巡出来るよう概ね6カ所実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> コンプライアンスの推進のため、センターのインターネットを活用したeラーニングシステムによる職員教育を行った。また、内部統制監視委員会を半期に1回開催し、その審議結果を踏まえて、本所各部署及び各場に対して、取組の指示及び必要な情報等の周知徹底を行うとともに、職員調査を実施し、課題が認められる部署には改善を指導した。さらに、業務運営の横断的な点検のため、監事と監事の補助職員による監事監査を6カ所実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	2 人材の確保・育成 (以下略)	2 人材の確保・育成 (以下略)	2 人材の確保・育成 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4 点、A 評価：3 点、B 評価：2 点、C 評価：1 点、D 評価：0 点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	<主要な業務実績> ◇人材の確保・育成 2/2(B) ◇役職員の給与水準等 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4 P (小項目 2×2 P) 合計：4 P 4 P / 4 P = 1.0 (10/10)

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		(1) 人材の確保・育成 人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備するとともに、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置や人材育成を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、能力を最大限発揮できる環境を整備する。 また、業務の円滑な運営を図るため、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流や、業務に必要な能力、技術水準を向上させるための研修、内部資格制度の活用等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知)を踏まえ、女性の採用や登用に向けた取組を推進する。	(1) 人材の確保・育成 人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備するとともに、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置や人材育成を実施することにより、職員の意識向上を図るとともに、職務能力を最大限発揮できる環境整備を実施する。また、必要に応じて人事評価制度の有効性を検証し、見直しを行う。 組織の活性化や業務の円滑な運営を図るため、また業務の高度化・専門化に対応するため、積極的に農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流、業務に必要な能力、技術水準の維持・向上や資格を取得するための管理・事務関係研修、技術向上研修、安全衛生・施設管理関係研修等の計画的な実施、内部資格制度の活用等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知)を踏まえ、女性の採用や登用に向けた取組を実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備し、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置や人材育成を実施した。 また、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流、業務に必要な能力・技術水準を向上させるための研修、内部資格制度の活用等を行うとともに、女性の採用や登用に向けた取組を実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		(2) 役職員の給与水準等 中期目標管理法人であることから、役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準(ラスパイレス指数等)等を公表する。	(2) 役職員の給与水準等 中期目標管理法人であることから、役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準(ラスパイレス指数等)等を公表する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を考慮し給与支給基準を定めた。また、給与支給基準及び給与水準(ラスパイレス指数等)等を公表した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	3 情報公開の推進 (以下略)	3 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に情報公開を行う。また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)や関係規程に基づき、個人情報を適正に取り扱う。 (以下略)	3 情報公開の推進 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率。各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 C：満点×5/10 ≤ 合計点 D：合計点 ≤ 満点×5/10	<主要な業務実績> ◇情報公開の実施 2/2(B) ◇個人情報の取扱い 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(小項目2×2P) 合計：4P 4P/4P＝1.0 (10/10)
			(1) 情報公開の実施 法令等により公開を義務づけられている情報について、ホームページを通じて適切に情報公開を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 法令等により公開が義務づけられている情報について、ホームページを通じて適切に情報公開を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
			(2) 個人情報の取扱い 法令等に基づき、適正に個人情報を取り扱うとともに、外部の研修会に担当職員を積極的に参加させる。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 個人情報の取扱について、自己点検の実施、新規採用者等への研修、外部の研修会に担当職員を参加させるなどの取組を実施することにより、職員の個人情報に係る意識の向上を図り、法令等に基づき、適切に個人情報を取り扱った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	4 情報セキュリティ対策の強化 (以下略)	4 情報セキュリティ対策の強化 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程を整備するとともに、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直し、これに基づき適切に情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度、把握し、外部専門家の指摘を踏まえつつ、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 (以下略)	4 情報セキュリティ対策の強化 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	<主要な業務実績> ◇情報セキュリティ対策 2/2(B) ◇情報セキュリティに関する教育・訓練 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(小項目2×2P) 合計：4P 4P/4P = 1.0 (10/10)
			(1) 情報セキュリティ対策 政府関係の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、適時適切に関係規程、対処体制、手順書等の見直しを行うとともに、対策の実施状況及び外部専門家の指摘を踏まえつつ、PDCAサイクルによりセキュリティ対策の見直しを行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 政府関係の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正を踏まえて、情報セキュリティの確保に関する規程を改正した。また、情報システムの通信状況を詳細に把握し、必要な対応を講じるなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			(2) 情報セキュリティに関する教育・訓練 情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るため、新規採用時、研修会、情報セキュリティ監査等において、情報セキュリティに関する関係規程等の周知や教育及び標的型攻撃メールに対する訓練を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対応する組織的対応能力の強化を図るため、最高情報セキュリティアドバイザーによる職員への研修、新規採用者等への研修の実施による教育、標的型攻撃メールに対する教育を行うなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	5 環境対策・安全管理の推進 (以下略)	5 環境対策・安全管理の推進 (以下略)	5 環境対策・安全管理の推進 (以下略)	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S 評価：4点、A 評価：3点、B 評価：2点、C 評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤ 合計点 B：満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D：合計点 ≤ 満点×5/10	<主要な業務実績> ◇環境対策の推進 2/2(B) ◇安全管理の推進 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P(小項目2×2P) 合計：4P 4P/4P = 1.0 (10/10)

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		(1) 環境対策の推進 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく化学物質、生物材料等の適正管理や必要な作業環境測定を実施するなどにより、業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのグリーン購入の推進や各事業所が作成する業務効率化実施計画に基づいた実態に即した省エネ対策等を実施するなど、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。	(1) 環境対策の推進 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく化学物質、生物材料等の適正管理や必要な作業環境測定を実施するなどにより、業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく特定事業者として、環境負荷低減のためのグリーン購入の推進や各事業場が作成する業務効率化実施計画に基づいた実態に即した省エネ対策等を実施するなど、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。 また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき、環境報告書を作成し公表する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 対象となる化学物質については、職場に化学物質等安全データシート（SDS）を備え付け、作業主任者を配置して取扱の指導・監督を行わせるとともに必要な環境測定を実施するなど業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮をした。 また、グリーン購入の推進の方針を策定・実行し、業務効率化実施計画に基づいたLED蛍光灯の導入等の省エネ対策を実施するなど、エネルギーの有効利用、リサイクルの促進等に積極的に取り組んだ。さらに、環境報告書を作成・公表した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
		(2) 安全管理の推進 安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の体制や対策の整備を進める。 （以下略）	(2) 安全管理の推進 （以下略）	指標＝「細項目の項目数×2」（満点）に対する「細項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	□安全衛生施策の実施 2/2(B) □緊急時の体制等 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4P（細項目2×2P） 合計：4P 4P/4P＝1.0 (10/10)
			ア 安全衛生施策の実施 安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するため、年度当初に安全衛生施策を推進するための年間計画を策定し、計画に沿って安全衛生施策を実施する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 平成28年4月に安全対策推進本部において、事業場の長が実施すべき具体的施策の安全衛生年間計画書の策定、安全衛生管理体制の整備、安全衛生教育計画及び職場の安全衛生と作業環境の確保について定め、また、毎月、安全衛生委員会を開催するなど、安全衛生面に関わる事故等を未然に防止する施策を実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
			イ 緊急時の体制等 災害等による緊急時の連絡体制を整備するとともに、職員に周知する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 災害等による緊急時の連絡網について人事異動等に伴う修正を適宜行い、災害対応マニュアルを周知した。また、災害発生により職員等の安否確認、建物被害状況把握等が必要な場合は、被害状況を取りまとめ役員に報告するなど適切に対応した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。
	6 施設及び設備に関する事項	6 施設・設備の整備に関する計画 第4期中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性及び既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設・設備を計画的に整備・改修する。	6 施設・整備に関する計画 第4期中期計画の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性及び既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設・設備を計画的に整備・改修する。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 岩手牧場において飼料調製施設の新設ほか2件の工事を行った。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
		7 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の原価償却に要する費用等に充当する。	7 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の原価償却に要する費用等に充当する。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 前中期目標期間繰越積立金は、平成28年度に費用化されたものに充当した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。